

に か ほ 市 の 農 業

(令和5年度農業施策の概要)



に か ほ 市
にかほ市農業再生協議会

目 次

I. にかほ市の農業概要

《R 4 R 5》	1
《主要データ》	5

II. 令和5年度主要事業

1. 「第2次にかほ市総合発展計画後期基本計画」	7
2. 重点助成事業	
病虫害防除協議会運営補助事業	8
夢ある園芸産地創造事業	9
夢ある畜産経営ステップアップ支援事業	9
6次産業化総合支援事業	9
中山間地域等直接支払交付金事業（第5期対策）	10
多面的機能支払交付金	11
環境保全型農業直接支援事業	12
集落営農法人支援事業	13
次世代農業先進技術推進事業	13
遊休農地解消緊急対策事業	13
小規模土地改良事業／農地・農業用施設災害復旧事業	14
農業基盤整備促進事業（農地耕作条件改善事業）	14
3. その他の主な助成事業等	15
4. 農業資金利子助成	16
5. 新規就農研修・相談等	16
6. 担い手育成総合支援事業	17
7. 活動組織への支援	17

III. 米の需給調整及び経営所得安定対策

1. 「にかほ市水田収益力強化ビジョン」	18
2. 令和4年度 米の需給調整実施状況	21
3. 令和5年産米の生産の目安通知数量 及び面積（にかほ市合計）	22

4. 生産の目安に用いる基準単収及び減収率の設定	22
5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成（ゲタ、水活）〕	23
作物ごとの面積払単価一覧	25
産地交付金「県域枠」について	26
作物及び助成区分ごとの要件	28
飼料用米・米粉用米の取組方法及び数量払の仕組み	34
6. 新規需要米、加工用米、備蓄米の取り組みの留意点	35
7. 不作付地について	37
8. 対象面積の確認に関する基本ルール	39

IV. 諸制度・資料

1. 農地の権利移動及び農地転用許可制度	42
2. 農業振興地域制度	43
3. 農業者年金制度	44
4. 認定農業者制度	46
5. 認定新規就農者制度	47
6. 農業法人	49
7. 経営所得安定対策【収入減少影響緩和対策（ナラシ）】	50
8. 認定農業者等に対する税制特例（農業経営基盤強化準備金）	51
9. 国・県が行う主な担い手支援事業	52
10. 新規就農者育成総合対策	53
11. ミドル就農者経営確立支援事業	54
12. 農地集積の推進	55
13. 複合品目で所得確保を！（戦略作目の経営試算表）	57
14. 委員会・協議会・活動組織	58



1. 米の需給調整について

(1) 現在の“米”を取り巻く環境について

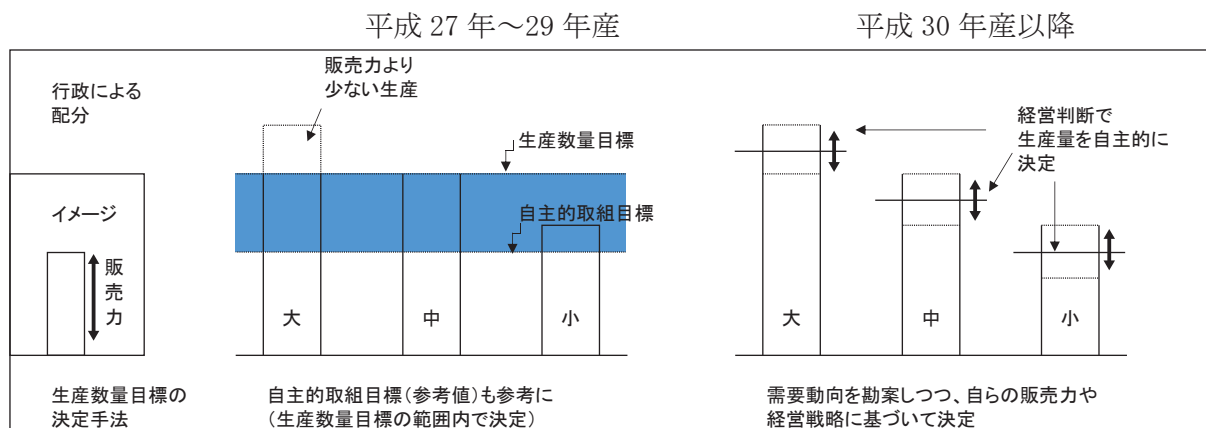
少子高齢化や国民の食に関する嗜好の変化などから、国が過去1年間の民間在庫量から推計する主食用米の需要量は毎年10万トンずつ減少していくとされています。さらにここ数年は、新型コロナウイルスの影響により外食需要が落ち込んだことが消費低迷に拍車をかける形となりました。

米に変わる高収益作物への転換や需要拡大が見込まれる飼料用米等の推進により、需給の一層の引き締めを図っていく必要があります、米生産を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

(2) 令和5年産に向けた取組方針について

米の価格と需要を安定させるためには、早期の確実な事前契約、必要に応じた非主食用米（備蓄米や飼料用米等）との調整など、確実な需要に基づいた米の生産が重要です。

にかほ市農業再生協議会では、県再生協と連携し、集荷業者の事前契約締結状況の把握と、それに基づく非主食用米への振り分けを働きかけるとともに、集荷業者に対し需給情報を適切に提供します。主食用米の生産を基本としつつ、水田活用米穀（備蓄米、加工用米等）と組み合わせた、需要に応じた米生産を推進するため、関係機関及び団体それぞれが主体的に関わって生産数量目標の代わりとなる「生産の目安」を設定し、農業者に提示しています。にかほ市の令和5年産米の生産の目安は1,660.74ha（前年比19.14ha増）、9,349t（前年比91t増）です。



2. 経営所得安定対策の見直し

令和5年度以降の主な変更点

- ・飼料用米（一般品種）への数量払について、支援水準を段階的に引き下げ

飼料用米（一般品種）	
令和5年産	数量に応じて、5.5～10.5万円/10a【標準単価：8.0万円/10a】
令和6年産	数量に応じて、5.5～9.5万円/10a【標準単価：7.5万円/10a】 又は 単価7.5万円/10a
令和7年産	数量に応じて、5.5～8.5万円/10a【標準単価：7.0万円/10a】 又は 単価7.0万円/10a
令和8年産	数量に応じて、5.5～7.5万円/10a【標準単価：6.5万円/10a】 又は 単価6.5万円/10a

※多収品種は従来どおり、数量に応じて5.5～10.5万円/10a

【交付対象水田について】

- ・水田活用の直接支払交付金については、畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促す一方、水田機能を維持しながら、麦・大豆等の畑作物を生産する農地については、水稻とのブロックローテーションを促す観点から5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年以降交付の対象としない方針としています。
- ・本方針について、令和4年4月から7月にかけて調査した現場の課題を踏まえ、ルールを具体化しました。

5年水張りルールの具体化

- ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としません。
ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。
 - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合
 ※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。
- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とします。
ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
 - ① 湛水管理を1か月以上行う
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない
 ※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、事例の検証を継続。
※現行ルール：たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外

3. いちじくの生産・販路拡大に向けた取り組みを実施

1) 販路拡大に向けた商談会への出展について

令和5年2月15～17日にかけて、日本最大級の商談会「スーパーマーケットトレードショー2023」に、にかほ市いちじく振興会が出展しました。このトレードショーは、スーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会で、小売業をはじめ、卸・商社、外食などから多数のバイヤーが来場し、にかほ市産いちじくの新たな販路やビジネスチャンスに繋げるため、振興会設立以降初めて出展しました。

3日間の入場者数は約6万人で、振興会出展ブースには100社の企業が訪れました。このうち商談を継続している企業は50社以上で、今後は商談成立に向けたきめ細かなフォローアップを行い、販路拡大に繋がっていきます。



2) いちじく小学校について

いちじく小学校は令和4年度で開講3年目を迎えました。コロナ禍前の日常生活を少しずつ取り戻す傾向がみえてきた2月26日（日）、特別事業として「給食の時間」が開催されました。この日行われた授業では、大竹地区のいちじく団地で簡単な剪定作業を体験した後、いちじく料理専門家の西垣かおり氏を講師に招き、いちじくを使った春巻きやカレーなど計13品のいちじく料理を堪能しました。

参加者は、調理方法の違いによって変わる風味や食感をじっくりと味わいながら、いちじくが秘めている可能性を再認識していました。

いちじく小学校新規入学者は随時募集しています。興味のある方は農林水産課までお問い合わせください。



4. 由利地域農業者発展フォーラムを開催

農業を取り巻く環境は、高齢化の進展による担い手不足、コロナ禍での農産物価格の低迷、ウクライナ情勢や円安による資材価格の高騰など厳しい状況に置かれている。他方、食料の生産性向上と持続性の両立を図るため、令和3年に「みどりの食料システム戦略」が制定されるなど、農業が果たすべき役割はますます大きくなっている。

このような中で、由利地域の農業を維持・発展させていくためには、農業者の強い経営発展意欲と創意工夫による、夢と希望の持てる農業経営を進めることが急務となっている。

このため、由利地域の農業を牽引する担い手農業者が一堂に会し、今後の農政の展開を見据え、相互の研鑽と交流を図ることにより、一層の経営発展の契機となることを目的として本フォーラムを開催しました。

日 時 令和5年1月17日(火) 13時30分
会 場 由利本荘市西目公民館 シーガル
参加者 由利管内農業法人、認定農業者
集落営農組織、農業士、農業委員
由利地域振興局
にかほ市、由利本荘市
秋田しんせい農協 等



5. 環境保全型スマート農業に係る5者連携協定を締結

令和4年5月17日、株式会社権右衛門、TDK株式会社、井関農機株式会社、有機米デザイン株式会社及びにかほ市（以下、5者）は「環境保全型スマート農業」の構築と推進に向けて必要な検証を行うことで、にかほ市における持続可能な農業のモデル化とその普及拡大を実現し、ひいては地域社会の発展に資することを目的とした環境保全型スマート農業の連携推進に関する5者連携協定を締結しました。

【各者の役割】

(株) 権右衛門：ほ場における機器の検証
TDK (株)：環境負荷の低い稲作工程の確立
井関農機 (株)：スマート農機・技術の提案
有機米デザイン (株)：抑草ロボットの開発
にかほ市：環境保全型スマート農業の推進



【自動抑草ロボット (アイガモロボ)】

太陽光で発電し、田植え後のほ場内でGPSを用いて自動航行。スクリーンの回転により泥を巻き上げ雑草の光合成を抑制、除草剤を使わずにほ場内の雑草対策が可能となる。

I. にかほ市の農業概要

《主要データ》

1. 農家戸数・経営耕地面積等

項目	にかほ市	内訳			
		仁賀保	金浦	象潟	
農家戸数	729 戸	282 戸	126 戸	321 戸	
(販売農家) ※1	(559 戸)	(218 戸)	(100 戸)	(241 戸)	
(自給的農家) ※2	(170 戸)	(64 戸)	(26 戸)	(80 戸)	
経営者平均年齢	65.5 歳	65.2 歳	65.0 歳	66.7 歳	
経営耕地面積	2,845 ha	1,287 ha	354 ha	1,203 ha	
(1 戸当り)	(3.9 ha)	(4.5 ha)	(2.8 ha)	(3.7 ha)	

2020 農林業センサス

※1：経営耕地面積が 30a 以上又は過去 1 年間の農産物販売金額 50 万円以上の農家

※2：経営耕地面積が 30a 未満で、かつ、過去 1 年間の農産物販売金額が 50 万円未満の農家

2. 認定農業者数等

項 目	にかほ市	仁賀保	金 浦	象 潟	備 考
認定農業者	203 人	78 人	31 人	94 人	認定機関 にかほ市
認定新規就農者	4 人	2 人	人	2 人	認定機関 にかほ市
指導農業士	3 人	1 人	1 人	1 人	認定機関 秋田県
経営農業士	0 人				認定機関 秋田県
女性農業士	1 人	1 人			認定機関 秋田県
青年農業士	1 人	1 人			認定機関 秋田県
家族経営協定	16 組	9 組	1 組	6 組	認定機関 農業委員会

令和 5 年 2 月末現在

3. 経営所得安定対策加入状況

	にかほ市	仁賀保	金 浦	象 潟
個別経営体（法人含む）	225 人	87 人	56 人	82 人
集落営農組織	19 組織	12 組織	1 組織	6 組織

令和 4 年度加入状況

I. にかほ市の農業概要

《主要データ》（つづき）

4. 主要農畜産物の販売状況

農産物	数量	金額（千円）	前年対比		前年度月末実績	
			数量	金額	数量	金額（千円）
米	7290t	1,196,595	88.8%	89.6%	8218t	1,334,018
子牛・成牛	126頭	70,827	97.6%	81.9%	129頭	86,415
ネギ	144t	36,687	101.2%	110.1%	142t	33,296
花き切り花	2544千本	130,745	103.1%	104.8%	2466千本	124,670
花き鉢物	455千鉢	30,409	103.6%	115.3%	439千鉢	26,367
アスパラガス	24t	31,041	196.1%	190.2%	12t	16,313
ミニトマト	4t	2,608	63.4%	74.4%	6t	3,503
比内地鶏	6t	4,932	75.6%	81.1%	8t	6,080
いちじく	28t	11,936	113.8%	108.2%	24t	11,026
キャベツ	33t	1,735	94.7%	91.7%	35t	1,892
サヤインゲン	1t	706	74.2%	75.4%	1t	936
馬鈴薯	19t	2,045	183.0%	231.8%	10t	882
たらの芽	158kg	795	103.5%	115.0%	153kg	691
ほうれん草	225kg	86	750.0%	860.0%	30kg	10
菌床しいたけ	6t	5,499	90.8%	96.1%	6t	5,718

秋田しんせい農協調べ（令和4年4月～令和5年2月）

※「大豆」は集計中のため掲載していません。

※前年対比は単位未満等を含めて算出しています。

Ⅱ．令和5年度主要事業

(にかほ市農林水産部 農林水産課・農村整備課)

にかほ市では、平成29年度から10年間のまちづくりの基本方針等を示した「第2次にかほ市総合発展計画（基本構想）」を策定し、令和8年度までの5年間を計画期間とする「後期基本計画」により、基本構想実現のための施策の方向付けを示しております。

本項では、農林水産課及び農村整備課が令和5年度に行う主要事業について紹介しております。

*記載内容は、国等の制度改正や本書作成後の事業精査等により一部変更になることがあります。
*各事業ごとに申込期限や採択要件、事業費枠などがありますので、あらかじめ農林水産課又は農村整備課窓口等でご相談願います。

1. 「第2次にかほ市総合発展計画後期基本計画」(抜粋・要約)

策定：にかほ市

主要施策	現状と課題	施策の進め方	主な取り組み
農業基盤の整備	【現状】 ・国の制度参加者によって農地・農道等の維持管理が行われています。 ・合併後、多くの集落営農組織が設立されています。 ・農業経営の開始前後の支援制度により、就農しやすい環境が整備されています。 【課題】 ・後継者不足などの問題とほ場整備による効率的な土地利用の検討が必要です。 ・稲作中心の経営から、所得を向上させるための農業経営を行う必要があります。 ・営農定着できるよう、就農後の相談・指導・研修等の支援が必要です。	・地域農業の中心となる担い手と新規就農者の確保に努めるとともに、農地が担い手に集積しやすい体制づくりを検討します。 ・持続的、安定的な農業経営のため、農業法人の設立を支援します。 ・就農希望者や新規就農者への相談・指導・研修体制の充実を図ります。	・ほ場整備の促進 ・農地中間管理事業の利用 ・農地、農業用施設の適切な管理 ・法人化のための研修会等の開催 ・経営改善のための機械、施設導入支援 ・就農アドバイザーによる相談活動 ・フロンティア研修等への派遣支援 ・新規就農者向けの機械、施設導入支援
多角的な農業の推進	【現状】 ・農業所得の確保を図るため、複合経営を推進しています。 ・米価の回復が見込めず、稲作中心の農業経営では所得の確保が難しくなっています。 ・6次産業化の意欲は感じられるものの、生産中心の農業構造となっています。 【課題】 ・園芸作物との複合経営を行える体質の強い認定農業者や法人等の組織経営体の育成が必要です。 ・複合経営に取り組むとともに、米についても需要に応じた取り組みが必要です。 ・生産された農産物を加工して販売する、総合的な農業組織の誕生が望まれます。	・稲作と野菜、花き等のバランスの取れた複合経営に取り組む認定農業者や農業法人等を支援します。 ・野菜、花き等と稲作の複合化や高付加価値米の生産を推進し、農業所得向上のための取り組みを支援します。 ・農業の6次産業化につながる取り組みを支援します。	・経営改善計画の作成支援 ・複合化や省力化のための機械、施設導入支援 ・園芸メガ団地、園芸サテライト団地等による生産拡大支援 ・ほ場の条件整備 ・経営所得安定対策の加入促進 ・花き生産促進 ・繁殖雌牛導入促進 ・法人組織の加工技術向上、施設導入、販路拡大支援 ・農業の担い手と異業種との連携支援 ・商談会等への活動支援 ・いちじくの6次産業化支援

2. 重点助成事業

*ヘリ防除への助成 病虫害防除協議会運営補助事業		市場性の高い産地づくり
内 容	水稻病虫害防除事業（無人ヘリコプターによる一斉防除）の防除経費に対する支援を行い、農家の負担を軽減。 （補助内容）防除面積 10a 当たり 105 円の補助。 （事業主体）にかほ市病虫害防除協議会	
R4 実 績	仁賀保地区 散布面積 722.53ha 金浦地区 散布面積 234.38ha 象潟地区 散布面積 720.76ha 合計面積 1677.67ha 10a 当たり 105 円の補助 補助額合計 1,761 千円	
要 綱	にかほ市病虫害防除協議会運営費補助金交付要綱 （趣旨） 第1条 この告示は、本市における良質な水稻の安定的生産を図るため、航空機等による水稻病虫害防除費用の一部を補助することにより、営農者の経済的負担を軽減し、営農意欲の向上を図る目的とする、病虫害防除協議会運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象及び交付額、その他必要な事項を定めるものとする。 （補助金の交付対象） 第2条 補助金の交付対象は、にかほ市病虫害防除協議会とする。 （補助対象事業） 第3条 協議会が実施する水稻病虫害防除事業に係る、薬剤散布経費を補助対象とする。 （補助金の交付額） 第4条 補助金の額は、散布面積に対し10アール当たり105円以内とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。 （補助金の交付申請） 第5条 補助金の申請、決定、実績報告等の手続きについては、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）に定めるところによる。 （その他） 第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。 附 則 この告示は、令和4年4月1日から施行する。	

2. 重点助成事業 (つづき)

事業名	内 容
夢ある園芸産地創造事業	「経営力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」に向け、産地計画の実現に必要な施設・機械等の導入を支援する。 大規模園芸拠点整備事業 【実施主体】 認定農業者、認定就農者、JA、その他の団体 【成果目標】 参画者が3年後までに年間販売額が1千万円以上になる 【補助率】 県：1/2 以内、市長村 1/10 以内 【補助対象】 1 中山間拠点 中山間地域において販売額3千万円以上の団地を目指す取組 2 大規模拠点 1 団地又は複数の団地で販売額1億円以上の団地を目指す取組 園芸産地育成事業 【実施主体】 認定農業者、認定就農者、機械共同利用組合 【成果目標】 県補助金額の1.1倍以上の販売額を増加させる計画 (認定就農者は県補助金の1/2以上増加) 【補助率】 認定農業者等 県：4/12、市 1/12 認定就農者 県：6/12、市 2/12 地域振興作物（ネギ、いちじく） 県：4/12、市 3/12 JA 連携助成作物 県：4/12、市：2/12 (リンドウ、半促成アスパラガス、シャインマスカット) 【補助対象】 1 生産性向上に向けた野菜、花き、果樹等の生産等の機械・設備 2 周年農業に要する機械・設備 3 新規就農者の就農計画達成に要する機械・設備 4 市町村で特に産地化（概ね販売額3千万円以上）を目指す品目の生産生産等の機械・設備
夢ある畜産経営 ステップアップ支援事業	【実施主体】 認定農業者、認定就農者、草地利用組合等 【補助率】 認定農業者等 県：4/12、市 1/12、又は定額奨励 認定就農者 県：6/12、市 2/12、又は定額奨励 【補助対象】 1 秋田牛増頭に向けた繁殖雌牛導入・保留奨励、施設整備等 2 スマート農業機械の導入 3 泌乳能力向上に向けた乳用牛増頭奨励 4 比内地鶏生産拡大に向けた施設・機械整備等 5 持続的な畜産推進に向けた自給飼料生産拡大、耕畜連携の取組 6 新規就農者の就農計画達成に要する家畜導入奨励、機械・設備等
6次産業化総合支援事業	農産物等の加工・流通・販売などの取り組みや、漬物の製造に要する機械・施設の導入に必要な経費を助成する。 【実施主体】 ・認定農業者、認定就農者 等 ・農業者が組織する団体、漬物を製造する農業者、市町村、JA 等 【補助率】 1/3 以内（補助金額上限：1,000 万円） 【成果目標】 事業実施後（事業実施の翌年から起算して3年後）の販売額が、農産物等への取り組みにおいては県補助金額の1.2倍以上増加、漬物の製造への取り組みにおいては維持されること。

2. 重点助成事業 (つづき)

中山間地域等直接支払交付金事業(第5期対策)		活力ある農村の再生																										
内 容	農業者の高齢化等により、農業の持つ多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産を通じ、耕作放棄地の防止や多面的機能を確保する。																											
	(事業期間)	令和2年度～令和6年度																										
	(事業内容)	集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。																										
	(対象地域)	① 9法指定地域：自然的、経済的、社会的条件の悪い地域 ② 知事特認地域：地域の実態に応じて県知事が指定する条件不利な地域 ①又は②の地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地																										
	(交付単価)	<table><tr><th>地 目</th><th>区 分</th><th>単 価</th></tr><tr><td rowspan="2">田</td><td>急傾斜（1/20 以上）</td><td>21,000 円</td></tr><tr><td>緩傾斜（1/100 以上）</td><td>8,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">畑</td><td>急傾斜（15° 以上）</td><td>11,500 円</td></tr><tr><td>緩傾斜（8° 以上）</td><td>3,500 円</td></tr><tr><td rowspan="3">草地</td><td>急傾斜（15° 以上）</td><td>10,500 円</td></tr><tr><td>緩傾斜（8° 以上）</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>草地比率の高い草地（寒冷地）</td><td>1,500 円</td></tr><tr><td rowspan="2">採草放牧地</td><td>急傾斜（15° 以上）</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>緩傾斜（8° 以上）</td><td>300 円</td></tr></table>		地 目	区 分	単 価	田	急傾斜（1/20 以上）	21,000 円	緩傾斜（1/100 以上）	8,000 円	畑	急傾斜（15° 以上）	11,500 円	緩傾斜（8° 以上）	3,500 円	草地	急傾斜（15° 以上）	10,500 円	緩傾斜（8° 以上）	3,000 円	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500 円	採草放牧地	急傾斜（15° 以上）	1,000 円	緩傾斜（8° 以上）	300 円
	地 目	区 分	単 価																									
	田	急傾斜（1/20 以上）	21,000 円																									
		緩傾斜（1/100 以上）	8,000 円																									
	畑	急傾斜（15° 以上）	11,500 円																									
		緩傾斜（8° 以上）	3,500 円																									
草地	急傾斜（15° 以上）	10,500 円																										
	緩傾斜（8° 以上）	3,000 円																										
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500 円																										
採草放牧地	急傾斜（15° 以上）	1,000 円																										
	緩傾斜（8° 以上）	300 円																										
第5期対策の実施状況	【にかほ市全体】																											
	(集落協定数) 23 協定																											
	9法指定地域：23 協定（交付金内訳：国 1/2 県 1/4 市 1/4）																											
	(協 定 面 積) 8,981,709 m ²																											
	(交 付 金 額) 150,682,901 円																											
	内訳：国 75,341,444 円																											
	県 37,670,715 円																											
	市 37,670,742 円																											
	【仁賀保地区】																											
	(集落協定数) 5 協定：上坂、水沢、桂坂、上小国、伊勢居地																											
(協 定 面 積) 1,729,229 m ²																												
【金浦地区】																												
(集落協定数) 2 協定：大竹、前川																												
(協 定 面 積) 209,842 m ²																												
【象潟地区】																												
(集落協定数) 16 協定：大森、長岡、西中野沢、小滝第3、小滝第4、小滝第5、大砂川、関、横岡、洗釜、水岡、本郷、象潟第1、象潟第3、象潟第4、大須郷																												
(協 定 面 積) 7,042,638 m ²																												

2. 重点助成事業 (つづき)

多面的機能支払交付金		農業基盤の整備																	
事業の目的	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援します。平成 19 年度から開始された「農地・水・環境保全向上対策事業」が組替・名称変更されたものです。																		
R4実績	(1) 農地維持支払交付金 対象活動組織数：32 組織（仁賀保地区 16 組織、金浦地区 6 組織、象潟地区 10 組織） 対象農用地面積：1,991.10ha 年度当り交付金：58,984,500 円（国 1/2 県 1/4 市 1/4） (2) 資源向上支払交付金 ①地域資源の質的向上を図る共同活動 対象活動組織数：27 組織（仁賀保地区 13 組織、金浦地区 5 組織、象潟地区 9 組織） 対象農用地面積：1,865.97ha 年度当り交付金：33,670,260 円（国 1/2 県 1/4 市 1/4） ②施設の長寿命化のための活動 対象活動組織数：7 組織（仁賀保地区 2 組織、象潟地区 5 組織） 対象農用地面積：620.64ha 年度当たり交付金：11,151,000 円（国 1/2 県 1/4 市 1/4）																		
施策の仕組みとあらまし	(1) 農地維持支払交付金 - 活動組織が計画書に位置付けた農地や施設（以下、農用地等）において行う点検、草刈り、泥上げや農道路面維持等、基礎的保全活動等の多面的な機能を支える共同活動を支援します。（毎年度実施） (2) 資源向上支払交付金 - 農用地等の軽微な補修、農村環境保全活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します。（機能診断結果に基づき実施） - 農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動を支援します。 - 活動計画書に基づき、農地周りの水路、農道、ため池の長寿命化のための補修等を支援します。（施設の長寿命化のための活動） (3) 支援単価 <table><tr><td></td><td>①農地維持支払</td><td>②資源向上支払※1 (地域資源の質的向上を図る共同活動)</td><td>③資源向上支払※2※3 (施設の長寿命化のための活動)</td></tr><tr><td>田</td><td>3,000 円</td><td>2,400 円</td><td>4,400 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000 円</td><td>1,440 円</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>250 円</td><td>240 円</td><td>400 円</td></tr></table> 注 1：多面的機能の増進を図る活動について②に加算措置あり。（田：400 円） 注 2：5 年以上継続地区等は、②に 75%単価を適用。（注 1 を含む） 注 3：多面的機能の増進を図る活動に取組めない場合は、②に 5/6 単価を適用。 注 4：直営施工を実施しない地域は③に 5/6 単価を適用。 ※1：②の資源向上支払は①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要です。 ※2：①、②と併せて③に取組む地域は②に 75%単価が適用されます。 ※3：1 工事あたり 200 万円未満が対象。計画外は実施不可。 ※3：活動計画に位置付けることで、長寿命化の交付を受けることなく年間交付額の 3 割以内（運用）での長寿命化事業を実施することも可能です。				①農地維持支払	②資源向上支払※1 (地域資源の質的向上を図る共同活動)	③資源向上支払※2※3 (施設の長寿命化のための活動)	田	3,000 円	2,400 円	4,400 円	畑	2,000 円	1,440 円	2,000 円	草地	250 円	240 円	400 円
	①農地維持支払	②資源向上支払※1 (地域資源の質的向上を図る共同活動)	③資源向上支払※2※3 (施設の長寿命化のための活動)																
田	3,000 円	2,400 円	4,400 円																
畑	2,000 円	1,440 円	2,000 円																
草地	250 円	240 円	400 円																

2. 重点助成事業 (つづき)

*減農薬・無農薬の取り組み等への助成		循環型農業の推進																																
環境保全型農業直接支援事業																																		
内 容	農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援する。																																	
	(対象作物) 水稻・野菜等																																	
	(交付対象者) 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者																																	
	(交付要件等) ・対象作物を販売目的に生産していること。 ・みどりのチェックシートの取組を実施していること。 ・自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動に取り組むこと。																																	
	(対象農地) 農業振興地域内の農地																																	
	(対象活動・交付単価) 化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組とあわせて行う以下の対象活動																																	
	<table><tr><th colspan="2">全国共通取組</th><th>交付単価（円/10a）</th></tr><tr><td rowspan="3">有機農業※1</td><td>そば等雑穀、飼料作物以外</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※2に限り、2,000 円を加算。</td></tr><tr><td>そば等雑穀、飼料作物</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">堆肥の施用※3</td><td>(最大) 4,400 円</td></tr><tr><td colspan="2">カバークロップ</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)</td><td>5,400 円 (3,200 円)</td></tr><tr><td colspan="2">草生栽培</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">不耕起播種（前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組）※麦、大豆</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">長期中干し（14 日以上の中干しを実施する取組）※水稻</td><td>800 円</td></tr><tr><td colspan="2">秋耕（主作物の収穫後《秋季》に耕うんをする取組）※水稻</td><td>800 円</td></tr></table>			全国共通取組		交付単価（円/10a）	有機農業※1	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000 円	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※2に限り、2,000 円を加算。		そば等雑穀、飼料作物	3,000 円	堆肥の施用※3		(最大) 4,400 円	カバークロップ		6,000 円	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 円 (3,200 円)	草生栽培		5,000 円	不耕起播種（前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組）※麦、大豆		3,000 円	長期中干し（14 日以上の中干しを実施する取組）※水稻		800 円	秋耕（主作物の収穫後《秋季》に耕うんをする取組）※水稻		800 円
	全国共通取組		交付単価（円/10a）																															
	有機農業※1	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000 円																															
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※2に限り、2,000 円を加算。																																
		そば等雑穀、飼料作物	3,000 円																															
	堆肥の施用※3		(最大) 4,400 円																															
	カバークロップ		6,000 円																															
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 円 (3,200 円)																															
	草生栽培		5,000 円																															
	不耕起播種（前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組）※麦、大豆		3,000 円																															
	長期中干し（14 日以上の中干しを実施する取組）※水稻		800 円																															
秋耕（主作物の収穫後《秋季》に耕うんをする取組）※水稻		800 円																																
<table><tr><th colspan="2">地域特認取組</th><th>交付単価（円/10a）</th></tr><tr><td colspan="2">県が地域を限定して支援の対象とする取組</td><td>県が設定</td></tr><tr><td colspan="2">取組拡大加算</td><td>交付単価（円/10a）</td></tr><tr><td colspan="2">有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた栽培技術指導等の活動</td><td>新規取組面積あたり 4,000 円</td></tr></table>			地域特認取組		交付単価（円/10a）	県が地域を限定して支援の対象とする取組		県が設定	取組拡大加算		交付単価（円/10a）	有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた栽培技術指導等の活動		新規取組面積あたり 4,000 円																				
地域特認取組		交付単価（円/10a）																																
県が地域を限定して支援の対象とする取組		県が設定																																
取組拡大加算		交付単価（円/10a）																																
有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた栽培技術指導等の活動		新規取組面積あたり 4,000 円																																
※ 1 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。 なお、有機 JAS 認証取得を求めるものではありません。																																		
※ 2 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施して頂きます。																																		
※ 3 「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。作物や堆肥内容、施用量などにより単価が異なります。詳細はご確認ください。																																		
R4 実 績	対象者及び交付金額 ： 1 団体、198,400 円（国 1/2 県 1/4 市 1/4） 取組活動及び対象面積：有機農業 69a、長期中干し 1,445a（合計 1,514a）																																	

2. 重点助成事業 (つづき)

*法人化後に必要な経費への助成 集落営農法人支援事業		多様な担い手の育成・確保
内容	にかほ市農業の中核を担い牽引役となる先進的な法人組織を育成する。 ①法人経営安定支援事業 法人成りした集落営農組織が初期の経営安定を図るため、経理に係る費用等を助成。 (補助内容) 10万円を上限に税理士費用の50%以内 最長3年間	
R4 実績	(事業実績) ① 税理士費用助成 2件 <u>市補助金額合計 160千円</u>	

*【集落型農業法人向け】散布用ドローン購入への助成 次世代農業先進技術推進事業		多様な担い手の育成・確保 複合経営の推進
内容	地域の農業生産を主体的に担う農業法人組織など意欲ある担い手の経営をさらに発展させ、農業現場の労働力不足をスマート農業のシステム導入などにより支援する。 (交付対象者) ・集落営農組織から法人成りした集落型農業法人又は農事組合法人。 ・にかほ市水田台帳による、にかほ市内圃場の経営面積が15ha以上。 ・市で定める地域振興作物の生産出荷を行っている栽培面積が合計10a以上。 ※【地域振興作物】 ねぎ、アスパラガス、業務用キャベツ、ミニトマト、菊類、さやいんげん さやえんどう、スナックエンドウ、りんどう。 (対象経費) 散布用マルチコプター(ドローン)本体及び付帯装備等の購入費用。 ただし、事業実施期間中1組織あたり1台を限度 (補助率) 税抜き事業費の1/3以内(ただし、上限100万円) (事業期間) 令和7年3月31日まで (提出等) 実績報告時に、航空法等各種法律に基づく農薬散布に関する国土交通省、 農林水産省等関係省庁の承認証及び資格証等の写しを提出すること。 (報告等) 経営状況等を確認するため、事業実施年度より3年間、生産出荷実績を毎 年度末まで市へ報告すること。	

*遊休農地解消への助成 遊休農地解消緊急対策事業		農業基盤の整備
内容	農地中間管理機構が遊休農地を積極的に借受、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組み。 (対象農地) ・農振農用地区域内のうち草刈り等の簡易な整備で解消可能な有休農地 ・使用貸借のみ対象。(10年以上の農地中間管理権の設定が必要) (整備内容) 草刈り、除稈、抜根、耕起・整地等 (交付額) 43,000円/10aを上限に農地中間管理機構が解消	

2. 重点助成事業 (つづき)

小規模土地改良事業 農地・農業用施設災害復旧事業		農業基盤の整備
内 容	小規模な土地改良事業及び異常気象により被災した農地・農業用施設の復旧工事に対して、市が補助することにより土地改良事業を促進するとともに、農地・農業用施設の保全を図る。 (1) 小規模土地改良事業 ① 事業費が 10 万円以上 50 万円以下の小規模な土地改良事業等 ② 市長が適当と認める団体が単独で施行するもの ③ 補助率 事業費の 40%以内 R 4 実績 4 箇所 (2) 災害復旧事業 ① 事業費が 10 万円以上 50 万円以下で、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する異常気象によって被災した農地・農業用施設等を原形に復旧する工事 ② 関係戸数が、農地の場合は 1 戸、農業用施設の場合は 2 戸以上であること ③ 補助率 事業費の 40%以内 R 4 実績 17 箇所 (8/9～8/16 豪雨による)	

*簡易な区画拡大・標準的な暗渠に対し定額助成 農業基盤整備促進事業(農地耕作条件改善事業)		農業基盤の整備
内 容	整備済みの農地の畦畔除去による区画拡大や標準的な暗渠の施工により、迅速・安価に農地の高度利用を進めるために、取り組み面積に応じた定額助成を行う。 【簡易な区画拡大】 畦畔除去による農地の区画拡大。 【標準的な暗渠排水】 暗渠の間隔が 10m 間隔の標準的な設計による暗渠工事 【事業主体】 にかほ市土地改良区 【助成額】 施工方法により定額 【その他】 ・国要綱等の改正により、農業者個人による業者発注はできなくなりました。 ・事業における施工の一部を、受益農業者が実施（自力施工）することが必須要件となりました。 ・農地中間管理機構との連携が必要になりました。	

3. その他の主な助成事業等

事業名	内 容	助成割合等
園芸作物価格差補償事業	対象野菜・花きの価格補てん制度。 出荷期間ごとの基準に応じて9割補てん 実施主体：秋田県青果物基金協会	(基金積立) 県 40% 生産者 30% 市 10% 全農 10% 農協 10%
使用済農業用資材処理事業	農協が行う廃ビニール処理事業への助成	廃ビニール処理経費の 1/3 以内
農地利用効率化等支援交付金	農地利用の集約化を行うための生産の効率化に取り組む等の場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援	国 事業費の 3/10 以内 市 事業費の 1/12 以内 (農地所有適格法人、新規就農者は 2/12 以内)
集落営農活性化プロジェクト促進事業	集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入など、地域の状況に応じた取組を総合的に支援する。(国事業)	集落ビジョン作成 定額 若者等の雇用 100 万円 試験栽培、販路開拓 定額 組織の法人化 25 万円 共同利用機械導入 1/2 以内
野菜指定団地育成対策事業	農協が行う指定野菜のブランド確保のための病虫害駆除対策への助成	対象事業費の 2/5 以内
和牛遺伝病毛根検査補助金	農協が行うクローディン 16 欠損症の発症防止のために行う血液検査に対する助成	検査料の内、定額助成(JAと同額を助成)
死亡牛 BSE 検査助成事業	農協が行う死亡牛の BSE 検査に伴う輸送・化成処理に対する助成	検査経費の内、定額助成(JAと同額を助成)
優良雌牛導入保留対策事業	市場性の高い子牛を生産するため、優良雌牛の導入・保留に対する助成	購入価格の 10%かつ上限 30,000 円、保留については定額 20,000 円
IARS異常症検査事業	虚弱子牛症候群の原因の一つとされる遺伝病で、保因牛同士の交配による発症牛を出さないよう、遺伝子検査に対する助成	検査費用の 1/4 以内

4. 農業資金利子助成

資金名	内 容	利率等
農業経営基盤強化資金 (スーパーL) 利子助成	認定農業者等が農地取得や生産設備投資を目的として借り入れる農業経営基盤強化資金への利子助成	・認定農業者 ・「人・農地プラン」に位置付けられる認定農業者の場合、借入後5年間無利子 ・5年後は認定農業者の特例金利

5. 新規就農研修・相談等

事業名	内 容	備 考
未来農業のフロンティア育成研修	県の各試験場等で稲作・花き・野菜等の栽培技術や経営技術習得	【研修期間】2年間 【研修奨励金】 月額100,000円補助 ※ただし奨励金と就農準備資金の同時受給は不可 【就農準備資金】 (新規就農者育成総合対策) 年額1,500,000円給付
就農アドバイザー活動	市が設置した「就農アドバイザー」による新規就農者への個別支援活動	要望により日時を問わず相談支援対応可能
「新規就農者育成総合対策」の活用相談	「新規就農者育成総合対策」制度の活用についての相談・申請手続き業務	就農アドバイザーが随時、相談受付

6. 担い手育成総合支援事業

事業名	目的	備考
農業者発展フォーラム	先進組織の事例紹介や情報交換等を通じて担い手の発展を目指す	由利管内の担い手を参集の上、年1回開催予定
法人組織レベルアップ及び法人化誘導組織研修	集落営農組織が法人化を目指した先進地の研修をする場合や、法人組織の研鑽のための研修経費の一部助成	各組織単位又は複数の組織が行う研修（随時）
農業者の青色申告講習会	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離、透明化を図る	税理士を講師に迎え、1月中旬開催予定
特産農産物販路拡大研修	生産組織が市場調査や都市での販路拡大を目指した研修活動等を行う場合に経費の一部を助成	実施団体に対し交通費の一部等助成
女性農業者研修支援	女性農業者グループが複合化や特産品開発等の研修活動を行う場合に経費の一部助成	交通費の一部等助成
経営所得安定対策への加入支援(ナラシ対策)	農家の所得の安定を目的に米・大豆等の価格下落時に交付金を交付する。(国事業)	同対策への加入促進及び加入申請支援や、市特認への誘導等を行う。
「人・農地プラン」による農地集積と新規就農者確保支援	中心となる経営体への農地集積等を推進するため「人・農地プラン」作成及び関連交付金事業（国事業）	同プランに基づいた関連交付金の活用支援を行う。
他機関研修事業への参加支援	専門的または広範な研修・講習機会の情報提供や参加支援	県振興局、農業研修センター、県担い手支援協議会等主催事業を随時紹介・取りまとめ

7. 活動組織への支援

事業名	対象組織
にかほ市病害虫防除(助成)事業	にかほ市病害虫防除協議会
認定農業者協議会(助成)事業	にかほ市認定農業者協議会
にかほ市花き生産推進協議会(助成)事業	にかほ市花き生産推進協議会
畜産団体運営(助成)事業	JA 秋田しんせい和牛改良部会にかほ支部
家畜損害防止(助成)事業	にかほ市家畜損害防止協議会
グリーン・ツーリズム推進事業	にかほグリーン・ツーリズム推進協議会
にかほ市いちじく産地化支援事業	にかほ市いちじく振興会
スマート農業推進事業	にかほスマート農業研究会

Ⅲ． 米の需給調整及び経営所得安定対策

(にかほ市農業再生協議会)

にかほ市では、「にかほ市農業再生協議会」を開催し需要に応じた米の生産や、水田を活用した産地づくり等を進めるために「経営所得安定対策」等の推進を行っております。

本項では、米の需給調整の方針と実施ルール、「経営所得安定対策」の概要について紹介しております。

なお、「経営所得安定対策」の大枠は令和5年度も同様に実施されます。

*** 記載内容は国との調整や協議会での内容審議等により一部変更になることがあります。**

1. 「令和5年度にかほ市水田収益力強化ビジョン（案）」（抜粋・要約）

策定：にかほ市農業再生協議会

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、秋田県南西部に位置し、南に鳥海山、西に日本海を臨む、山と海に抱かれた県内で最も温暖な地域である。その立地条件を活かした水稻を主体とする農業生産を展開している。経営の発展を図るために近年では大豆やそばを中心とした集団転作による団地化が行われ、アスパラガスやリンドウ、ねぎ、いちじく等による複合経営が増加している。しかし、湿田が多く、新規需要米・加工用米・備蓄米などの非主食用米が転作作物の大部分を占めている状況であり、米価下落に対応するためには高収益作物による複合化の更なる推進が必要である。

また、農業従事者に関しては高齢化が進み、農家戸数の減少が顕著となっており担い手育成・確保が急務となっている。

さらに、大豆等の土地利用型作物については、水田特有の排水不良による収穫量の低迷や連作障害、近年の異常気象による単収低下など年次による変動が著しいことから、収穫量の向上や生産の安定化が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水稻単作経営農家が大勢を占める当地域において複合経営を確立させるため、秋田県や地元JAでも推進しているリンドウや小菊、ねぎ等を中心とした高収益作物の作付けを支援し、作付面積の拡大を推進することで、収益性の高い複合型農業の定着を図る。

特に、産地の振興品目や特産品として有利販売が期待できる高収益作物については、関係機関と連携し栽培技術等の支援を行うことで、収量増加及び作付面積拡大による所得向上を図り、作物の産地化とブランド化への取り組みを推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

農家の高齢化により遊休農地が年々増加している一方で、集落営農や法人に農地の集積が進み、その多くはそばや大豆といった土地利用型作物を作付けしている。遊休農地の解消と担い手農家への集積化を図るため、引き続き集落営農や法人によるそばと大豆の作付けを支援していく。

また水稻を組み入れない作付け体系が定着している地域について、地域との話し合いや定期的な巡回により把握し、畑地化やブロックローテーション体系の構築に係る支援内容の情報提供等について助言を行う。令和4年度に秋田県が行ったアンケート調査によると、ブロックローテーションに取り組んでいる農家は大豆で30%、そばやねぎでは、ほとんど実施されていない結果となった。畑作物の定着がみられるほ場は畑地化を促進し、水稻との輪作が可能な作物は、計画的なブロックローテーションによって生産性向上が図られるよう支援を行う。

4 作物ごとの取組方針等

当地域の約2,931ha（不作付地を含む）の水田について、適期適作を基本として産地交付金を有効活用しながら、作物生産の維持・拡大を図る。

（１）主食用米

需要に応じた売れる米づくりを更に進めるため、地域農協の推進する土づくりの実践を基本とし、高品質・良食味米の安定生産を図る。

（２）備蓄米

主食用米価格を参考に落札価格が設定されることから、時勢を見ながら作付けに取り組む。

（３）非主食用米

主食用米の需要量の減少が見込まれる中、水田を最大限活用し不作付地の発生を未然に防ぐため、新規需要米・加工用米・備蓄米を作付けし、需要者とのマッチングを円滑に図り需要に応じた生産数量を確保する。

ア 飼料用米

主食用米の需給の安定を図りつつ、実需者への安定供給にむけて複数年契約による取り組みを中心とした要件による飼料用米の本作化を推進し、目標達成に向けた支援を行っていく。

イ 米粉用米

主食用米の需給の安定を図りつつ、実需者への安定供給にむけて複数年契約による取り組みを中心とした要件による米粉用米の本作化を推進し、目標達成に向けた支援を行っていく。

ウ 新市場開拓用米

減少する米の国内消費を踏まえ、米農家の所得向上を図っていくためには、新たな消費を見だし、推進していくことが重要であることから、生産者の営農安定のため、複数年契約の拡大に取り組み、将来の需要の受け皿として需要の動向を見極めながら推進していく。

エ WCS用稲

地域内での耕種農家と畜産農家の結びつきを強化しながら、粗飼料の安定生産を図るために作付面積の拡大を図る。

オ 加工用米

主食用米に代わる作物として、今後の需要の動向を的確に把握しながら需要に応じた生産に取り組み、時勢を見ながら作付けに取り組む。

(４) 麦、大豆、飼料作物

麦については、地域内において取り組みはない。

大豆については、組織による作付けが普及しており、今後も作付面積の拡大を図る。また、単収の低下が地域の課題になっていることから、土づくり肥料の散布や排水対策、病害虫防除対策への取り組みを推進し、収穫量を増加させ収益力の向上を図る。

飼料作物については、需要者とのマッチングを円滑に図り需要に応じた生産数量を確保する。

(５) そば、なたね

不作付地の有効活用に資する作物として、実需者との契約を基本として作付面積の拡大を図る。

そばについては、単収の低下が地域の課題になっていることから、除草剤散布や重機等による排水対策への取り組みを推進し、収穫量を増加させ収益力の向上を図る。

なたねについては、地域内において取り組みはない。

(６) 地力増進作物

地域内において取り組みはない。

(７) 高収益作物

水稻単作経営農家が大勢を占める当地域において複合経営を確立させるため、高収益作物の作付けを支援し、作付面積の拡大を推進し、収益性の高い複合型農業の定着を図る。また、地域振興作物（ねぎ、アスパラガス、業務用キャベツ、さやいんげん、さやえんどう、スナックエンドウ、ミニトマト、菊類、リンドウ、シャインマスカット）の作付けを重点的に支援し、作付面積を拡大させ、作物の産地化及びブランド化を図る。

2. 令和4年度 米の需給調整実施状況

1 生産の目安（配分面積）及び水稲（主食用米）作付面積

単位：h a

令和4年度	水稲作付	令和3年度	水稲作付
①生産の目安	1,641.6	①生産の目安	1,673.7
②実績面積	1,633.7	②実績面積	1,686.9
差引面積(②－①)	△7.9	差引面積(②－①)	13.2

2 作物別実施状況

単位：h a

作物区分		令和4年度	令和3年度	前年度差	備考
水 稲 (主食用)	通常栽培	1,539.3	1,590.1	△50.8	
	水稲直播栽培	67.1	71.2	△4.1	
	水稲特別栽培	27.4	25.6	1.8	減農薬
	水稲合計	1,633.7	1,686.9	△53.2	
主 な 転 作 項 目	大豆	150.9	134.5	16.4	うち、大豆(外) 1.8ha
	そば	285.3	261.9	23.4	うち、そば(外) 5.9ha
	飼料用米	69.0	55.3	13.7	
	WC S	15.9	16.7	△0.8	
	加工用米	109.8	140.0	△30.2	
	備蓄米	99.2	70.9	28.3	
	飼料用作物	7.5	5.6	1.9	うち、飼料用作物(雑) 18a
	ミニトマト	0.1	0.5	△0.4	
	ネギ	13.0	12.8	0.2	
	アスパラガス	3.2	3.5	△0.3	
	菊類	13.0	13.5	△0.5	
	スナップエンドウ	0.3	0.9	△0.6	
	さやえんどう	0.0	0.0	0.0	5.3a
	さやいんげん	0.0	0.3	△0.3	5.6a
	業務用キャベツ	3.0	3.0	0.0	
	リンドウ	2.7	2.5	0.2	
	その他野菜	56.3	61.8	△5.5	販売用野菜、自家消費野菜
	その他花き	2.2	2.2	0.0	
	景観	14.1	18.5	△4.4	
	果樹	3.5	3.4	0.1	いちじく以外
	いちじく	14.0	13.4	0.8	
	自己保全管理	285.8	302.2	△16.4	
	調整水田	7.6	8.9	△1.3	
	未管理水田	146.1	166.2	△20.1	
	荒廃地(新規)	44.9	16.4	28.5	
合 計		1,347.5	1,314.9	32.8	

※小数点第一位以下切り捨て

3 令和5年産米の生産の目安通知数量及び面積(にかほ市合計)

		令和5年度	令和4年度	比較
目安通知数量		9,349 t	9,258 t	91 t
水田面積		2,981 ha	3,005 ha	▲24 ha
水稲	通知面積	1,660 ha	1,641 ha	19 ha
	率	55.69 %	54.61 %	1.08 %
転作	通知面積	1,321 ha	1,364 ha	▲43 ha
	率	44.31 %	45.39 %	▲1.08 %
通知人数		590 人	654 人	▲64 人

4 生産の目安に用いる基準単収及び減収率の設定

	全栽培区分共通
基準単収	5 6 3 k g / 1 0 a

※生産の目安の算定に係る基準単収

(基準単収の算定について)

①にかほ市農業再生協議会総会で決定。

②市全体の基準単収は東北農政局秋田県拠点が発表する市町村別収量の過去7年中5年平均で算出される平均収量に、県知事から通知の統計補正係数を乗じて算定する。

※加工用米等の生産予定面積の算出に用いる合理的な単収：5 6 3 k g / 1 0 a

③特別栽培や直播栽培に対して減収率は設定せず、全栽培一律とする。

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕

転作作物等を対象に、交付金が国から直接支払われます。

作付面積に応じた支払い（面積払）のほかに、出荷数量や品質に応じた支払い（数量払）が受けられます。

出荷数量や等級に応じて交付金が増減

（１）畑作物の直接支払交付金 * 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織が対象

１）数量払（交付時期：出荷数量・等級の確定後）※令和５～７年産単価

当年産の出荷数量及び品質に応じて次の単価で助成が受けられます。

対象作物	事業者	１等	２等	３等	合格品 (特定加工用)	規格外品
大豆 (円/60kg)	課税	10,360	9,670	8,990	8,310	対象外
	免税	10,770	10,080	9,400	8,720	
そば (円/45kg)	課税	17,180	15,070	—	—	
	免税	18,010	15,900	—	—	

２）営農継続支払（交付時期：９月～１１月頃）

当年産の出荷契約数量に基づいた実面積により「数量払」の内金として先に交付されます。

対象作物	交付額	対象面積
大豆 そば	20,000 円/10a (そばは 13,000 円/10a)	交付額は当年産の実作付面積分となります 基準単収：大豆 62kg/10a・そば 34kg/10a

※１）２）共に認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織のみが対象になります（いずれも規模要件なし）。また、令和３年産から農産物検査によらない品質区分の確認を実施した場合も交付対象となりますが、規格外品は対象となりません。

※１）免税事業者向け単価の申請には、２年前の確定申告書等により収入・売上が１千万円以下であることの確認が必要です。

※１）集落営農（任意組合）は、組織として売上額を確認することができないため、課税事業者向け単価が適応されます。

※２）出荷数量が基準単収の１/２を下回る場合、理由書の提出が必要となります。



（２）水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）

* 全ての販売農家が対象

次の転作作物を対象に、全国一律定額で交付されます。（交付時期：１１月～翌年３月）

対象作物	交付単価
大豆、飼料作物	３．５万円／１０a ※注
WCS用稲	８万円／１０a
加工用米	２万円／１０a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ５．５万円～１０．５万円／１０a



（３）水田活用の直接支払交付金（産地交付金）

* 全ての販売農家が対象

転作作物を対象に、国からの一定額の交付金額を地域（にかほ市）で単価設定し面積払で交付。

交付時期：１２月～翌年３月

〔作物ごとの単価 ⇒ 25ページ参照〕

※注 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は１万円／１０a

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕（つづき）

●交付対象者

- 1) 対象作物を生産する販売農家・集落営農組織
(畑作物の直接支払交付金は認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織のみ)
⇒28ページ以降の「作物及び助成区分ごとの要件」を満たすもの
- 2) 米の需給調整の達成、未達成にかかわらず対象となります。
- 3) 捨て作りは対象になりません。

●交付対象面積

- 1) 営農計画書に掲載の水田面積(水張り面積)及び現地確認による面積
* 加工用米・一部の飼料用米、米粉用米による転作は、出荷数量と基準単収により算出される換算面積
- 2) 作物ごと(助成区分ごと)に1a未満が切り捨てとなります。

●申請及び支払

- 1) 「交付申請書」及び「営農計画書」の提出 ⇒ 6月末まで

- 2) 交付時期 ⇒ 12月～3月(営農継続支払は9月～11月)

(補足)・・・「集落営農組織」での申請、支払いについて

集落営農組織の経営農地で取り組む作物(例:大豆、加工用米、備蓄米、新規需要米、共同で取り組む業務用キャベツや枝豆等)については、組織が申請し、組織の口座に交付されます。

なお、集落営農組織の構成員であっても、個人名義で出荷・販売を行っている作物については、個人による申請・支払いとなります。

- 3) 「対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」の提出⇒12月20日まで

添付書類:対象作物の出荷・販売が分かる書類(荷受伝票・領収書等)

(補足)

これまでも出荷・販売伝票は必要でしたが、12月20日以降に出荷・販売を行う場合は対象作物を出荷・販売し、伝票類を提出することの「誓約書(様式第11-1号)」の提出と出荷・販売が済み次第に伝票類の提出が必要です。

期日まで未提出の場合や虚偽の報告の場合は交付金の返還となりますので、確実に保管・提出願います。

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕 作物ごとの面積払単価一覧

対象 作物名等	助成区分	要 件 等	交付金設定単価（円/10a）		
			戦略作物助成	産地交付金 （地域枠）	産地交付金 （国枠）
大 豆	一般助成	出荷・販売を目的とした大豆を作付する取組	35,000		
	追加要件①	土づくり肥料の散布		8,000	
	追加要件②	中耕培土を3回以上実施、かつ種子処理等の病虫害対策を実施		6,000	
	追加要件③	前年に水稻を作付けし、1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地化が図られること（追加要件①及び②と重複不可）		16,000	
そ ば	一般助成	出荷・販売を目的としたそばを作付する取組（基幹作）			20,000
	一般助成	出荷・販売を目的としたそばを作付する取組（二期作）		10,000	
	追加要件①	除草剤の散布		2,000	
	追加要件②	重機による排水対策を実施（令和3年～令和5年までのいずれかに重機等による排水対策を実施していること）		8,000	
※大豆、そばの追加要件については、集落営農組織、農業法人等による取組が対象					
米 粉 用 米	実需者等との契約の上、国への届出・承認が必要		55,000 ～105,000		
飼 料 用 米	畜産農家は自家利用可、耕種農家が作付の場合は実需者との契約どちらも国への届出・承認が必要				
WCS用 米	飼料用米と同様		80,000		
加 工 用 米	集荷業者との契約に基づいた取組		20,000		
飼料用作物（牧草）	畜産農家が管理する水田、又は畜産農家と供給契約を結んだ耕種農家が管理する水田で、刈取後に家畜へ飼料として供給されるもの。播種から収穫まで行う場合は上段単価。収穫のみを行う場合は下段（）内単価。		35,000 (10,000)		
地 域 振 興 作 物	対象作物	ねぎ、アスパラガス、業務用キャベツ、ミニトマト、菊類、さやいんげん、さやえんどう、スナップエンドウ、リンドウ、シャインマスカット		40,000	
高 収 益 作 物	対象作物	地域振興作物以外の野菜・花き ※一部対象外の作物もあります		20,000	
果 樹	果樹を定植した年を含め、収穫できるまで最大5年間交付 ※地域振興作物との重複不可			12,000	
新市場開拓用米	国内外のコメの新市場の開拓を図る米穀を作付する取組。取組計画の認定が必要				20,000
新市場開拓用米の 複数年契約	3年以上の新規複数年契約が対象				10,000
地力増進作物	有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組				20,000
自家消費野菜	自家消費野菜・自家利用の花き等で販売を目的としないもの				転作面積 カウント のみ
永年性作物	果樹、キウイ等永年性作物（定植した年を含め6年以上になるもの又は販売用でないもの）				
調整水田・未管理水田 自己保全管理	作物の作付けを行っていないもの				
改廃カウント	年度途中新規に高速道路等の道路用地や宅地等で改廃されるものは当該年のみ面積カウント				
荒廃地	樹木や灌木の繁茂、又は盛土等され更地や宅地化された農地は「荒廃地」として扱われ、需給調整の対象面積として扱われません				転作面積 カウント 対象外水田
本表作成時において地域枠は国や県、市協議会で調整中のため、単価の増減や要件変更になる場合があります。					

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕（つづき）

●産地交付金「県域枠」について

産地交付金は、国からの配分に基づき市が単価設定をする“地域枠”と県が単価設定をする“県域枠”があり、県が設定する品目に対して次の単価で前ページの単価表へ上乘せして交付されます。“県域枠”による交付を受けるためには、対象品目の出荷・販売に加えて各種要件があります。

●助成内容について

(1) 重点推進野菜、飼料用米の作付拡大への助成（当初配分枠）

(10a 当たり)

対象品目	交付単価
①大豆【県推進枠Ⅰ】	16,000円程度
②重点推進野菜【県推進枠Ⅰ】※対象品目は別表参照	32,000円程度
③飼料用米、米粉用米、WCS用稲【県推進枠Ⅰ】	13,000円程度
④新市場開拓用米【県推進枠Ⅱ】	8,000円程度
⑤飼料用米【県推進枠Ⅲ】	10,000円程度
⑥飼料用米【県推進枠Ⅳ】	3,000円程度

※国からの配分により単価調整あり。

(交付要件)

- ・①～③：対象品目の前年産から30a以上の作付面積拡大、さらに生産性向上及び低コスト生産等に関する取組を1つ以上実施すること。
- ・④：3年以上の複数年契約を結び（令和3、4年産からの継続分が対象）、新規需要米取組計画の認定を受けること。※令和5年産からの契約は、国の追加配分メニューで支援。
- ・⑤：令和5年度も4年度の飼料用米の作付面積を維持する場合、生産性向上及び低コスト生産等に関する取組を2つ以上実施したうえで、令和4年度に拡大した面積を対象に助成。
- ・⑥：令和5年度に開始した3年以上の複数年契約が対象。

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕(つづき)

(別表)

対象品目ごとの生産性向上及び低コスト生産等に関する取組

品目等	取組内容
大豆	① 地下水位制御システムによる栽培 ② 種子更新 ③ 種子塗抹処理の実施 ④ もみ殻補助暗渠の実施 ⑤ 高性能機械の活用 (耕うん同時畝立て播種、産業用無人ヘリコプター、マルチコプター)
新規需要米 (飼料用米 米粉用米 WCS用稲)	① 育苗期いもち病防除の実施 ② 育苗箱全量施肥技術の実施 ③ 多収品種の導入(秋田63号、ふくひびき、べこあおば等) ④ 疎植栽培の実施(栽植密度を地域の慣行栽培の80%以下) ⑤ 直播栽培の実施 ⑥ 高密度播種育苗栽培の実施 ⑦ 側条施肥の実施 ⑧ 緩効性肥料の利用 ⑨ 流し込み施肥の実施 ⑩ 畦畔の除草(2回以上)
重点推進野菜	① 出荷又は販売の実施 【対象品目】 えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕(つづき)

・・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・・・

各交付金共通事項

助成対象者等	① 申請書提出者であること。 「交付金交付申請書（以下、申請書）」及び「交付金に係る営農計画書（以下、営農計画書）」の提出者。 （水稻共済細目書に必要事項が記載されている場合は、営農計画書に代えることが出来る） ② 営農計画書に取り組む作物を記入していること。 営農計画書に掲載の農地にて、取り組む対象作物名が記入されていること。作付する作物について出荷・販売を行う者。自家消費野菜は対象外。 ③ 次の「実施要件」を満たすこと。
実施要件	① 適切に栽培されていること。 適切な播種密度、栽培管理、除草などが適切に行われていること。現地確認により、適切な管理がなされず著しく生産量が劣ると見込まれる場合は、助成対象外とする。 ② 販売を確認できる伝票等があること。 申請者による出荷・販売の確認が出来る書類（伝票等）を提出すること。（景観形成作物・自家給餌用飼料用米・飼料用作物を除く） 書類による確認ができない場合は、出荷・販売が行われた場合であっても助成対象外とする。
確認方法	①営農計画書 ②営農計画書に基づく現地確認 ③出荷・販売伝票

【 大豆・そば 】 個人による取り組み

助成区分		一般助成(大豆)	一般助成(そば)
助成金額 ① ② ③	① 面積払(出荷・販売目的)	35,000円/10a	(基幹作)20,000円/10a (二期作)10,000円/10a
	② 面積払(ゲタ加入者) ※面積払を申請していて、交付後返還の可能性が高いと判断された場合、数量払になる可能性があります。	20,000円/10a	13,000円/10a
	③ 数量払(ゲタ加入者) ※数量払を申請している場合は各等級毎の出荷数量に応じ助成。 面積払を申請し、高単収であった場合は数量払から面積払を控除した額を助成。	(60kg 当り) ※課税事業者の場合 1 等: 10,360円 2 等: 9,670円 3 等: 8,990円 合格品: 8,310円 ----- 作付面積に関らず、出荷数量・等級に応じた助成 *生産物の販売価格は含まれておりません *規格外・未検査品は対象になりません	(45kg 当り) ※課税事業者の場合 1 等: 17,180円 2 等: 15,070円
助成金交付時期		面積払: 12月頃まで 数量払: 出荷・販売数量、等級確定後 (翌年3月頃)	
実施要件等		原則、実需者と播種前契約を締結していること	

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕(つづき)

..... 作物及び助成区分ごとの要件

【 大豆 】 集落営農組織・転作集団・法人による取り組み

助成区分		収穫量増加対策支援
助成金額 ① + ② + ③	① 面積払(出荷・販売目的)	49,000円/10a 程度
	② 面積払(ゲタ加入者) ※面積払を申請していて、交付後返還の可能性が高いと判断された場合、数量払になる可能性があります。	20,000円/10a
	③ 数量払(ゲタ加入者) ※数量払を申請している場合は各等級毎の出荷数量に応じ助成。面積払を申請し、高単収であった場合は数量払から面積払を控除した額を助成。	(60kg 当り) ※課税事業者の場合 1 等: 10,360円 2 等: 9,670円 3 等: 8,990円 合格品: 8,310円 作付面積に関らず、出荷数量・等級に応じた助成 *生産物の販売価格は含まれておりません *規格外・未検査品は対象になりません
助成金交付時期		面積払: 12月頃まで 数量払: 出荷数量、等級確定後 (翌年3月頃)
助成対象者及び対象農地		各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。
実施要件等		各項目共通事項に加え、 ・農業法人又は集落営農組織等が、播種、中耕培土、防除、収穫等の基幹的作業を組織が定める同一の作業体系での共同作業、資材の共同購入を行うこと。 ・以下を実施すること ① 土づくり肥料の散布。 (交付単価8,000円程度) ② 中耕培土を3回以上実施、かつ種子処理等の病虫害対策の実施。 (交付単価6,000円程度) ③ 前年に水稻を作付けし、1ha 以上(中山間地域は0.5ha 以上)の団地化が図られること(上記①及び②と重複不可) (交付単価16,000円程度)
確認方法		各項目共通事項に加え、 ① 組織の規約・構成員名簿 ② 共同作業の実施を確認するための作業日誌、機械利用の受払簿、経理受払簿。肥料を散布した場合は肥料の購入伝票等 ③ 作業計画図・団地図

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕（つづき）

・・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・・・

【 そば 】 集落営農組織・法人による取り組み

助成区分		収穫量増加対策支援
助成金額 ① + ② + ③	① 面積払(出荷・販売目的)	(基幹作)30,000円/10a 程度 (二期作)10,000円/10a 程度
	② 面積払(ゲタ加入者) ※面積払を申請していて、交付後返還の可能性が高いと判断された場合、数量払になる可能性があります。	13,000円/10a
	③ 数量払(ゲタ加入者) ※数量払を申請している場合は各等級毎の出荷数量に応じ助成。 面積払を申請し、高単収であった場合は数量払から面積払を控除した額を助成。	(45kg 当り) ※課税事業者の場合 1 等: 17,180円 2 等: 15,070円 ----- 作付面積に関らず、販売数量・等級等に応じた助成 *生産物の販売価格は含まれておりません *規格外・未検査品は対象になりません
助成金交付時期		面積払: 12月頃まで 数量払: 販売数量等確定後 (翌年3月頃)
助成対象者及び対象農地		各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。
実施要件		各項目共通事項に加え、 ・農業法人又は集落営農組織等が、明渠、播種、中耕培土、防除、収穫等の基幹的作業を組織が定める同一の作業体系での共同作業、資材の共同購入を行うこと。 ・原則、実需者と播種前契約を締結していること ・以下を実施すること ① 除草剤の散布。 (交付単価2,000円程度) ② 重機による排水対策を実施。 (交付単価8,000円程度) ※令和3年～令和5年までのいずれかに重機等による排水対策を実施していること。
確認方法		各項目共通事項に加え、 ① 組織の規約・構成員名簿 ② 共同作業の実施を確認するための作業日誌、機械利用の受払簿、 経理受払簿。肥料を散布した場合は肥料の購入伝票 等 ③ 作業計画図

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕（つづき）

・・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・・・

【加工用米】

助成区分	加工用米
助成金額	20,000円／10a *換算面積による
助成金交付時期	12月頃まで
助成対象者及び対象農地	各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。
実施要件	あらかじめ農協等と出荷契約を行い、契約内容を遵守した取り組みであること。 ※コメ新市場開拓等促進事業との重複不可。
確認方法	各項目共通事項による

【 米粉用米・飼料用米・WCS 】

助成区分	WCS用稲	飼料用米・米粉用米
助成金額	80,000円／10a	収量に応じ、 55,000円～105,000円／10a
助成金交付時期	12月頃まで	
助成対象者及び対象農地	各項目共通事項の①②③に加え、 ① 飼料用米・WCSについては出荷・販売に代え、申請者自身の家畜に自家利用する場合 ② 飼料用米・WCSについては、飼料供給契約により畜産農家へ供給を行う耕種農家が申請者である場合 ③ 次の「実施要件」を満たすこと。	
実施要件	各項目共通事項の①に加え、 ① 国による新規需要米取組計画の認定を受けたほ場での取り組みであること。 ② 飼料用米、WCSにあつては、農協等への販売のほか、耕種農家（生産農家）が畜産農家に提供する場合は飼料供給契約書の締結 ③ 新規需要米の管理確認に必要な国等機関による立入検査に応じる ④ 主食用品種で取り組む場合等は当年の地域単収により出荷売渡数量（自家利用の場合は生産予定数量）を設定し、当該数量を必ず出荷及び給餌するものとする。	
確認方法	各項目共通事項の①②に加え、 ① 飼料供給契約書 ② 畜産農家台帳・家畜飼養数等台帳	

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕(つづき)

・・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・・・

【果樹】

助成区分	果樹作付け助成
概要	販売用果樹の作付
助成金額	12,000円／10a程度
助成金交付時期	12月頃まで
助成対象者及び対象農地	各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。
実施要件	① 定植した年を含め、最大5年間交付。 ② 販売を目的とした作付であること。 ③ 品目ごとの標準的な栽培密度であること。
確認方法	各項目共通事項に加え、 ① 水田台帳により新植されたことを確認 ② 収穫可能となった段階で販売を予定していることを誓約書等により確認 ③ 秋田県農林水産部で定める「作物別技術・経営指標」や果樹試験場の統計データにより確認

【 野菜・花き 】

助成区分	地域振興作物作付助成
概要	農業者又は集落営農組織で以下の作物を作付、出荷・販売を行う。 ネギ、アスパラガス、業務用キャベツ、ミニトマト、さやいんげん、さやえんどう、スナップエンドウ、菊類、リンドウ、シャインマスカット
助成金額	面積払
助成金額	40,000円／10a程度
助成金交付時期	12月頃まで
助成対象者及び対象農地	各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。
実施要件	各項目共通事項に加え、 ① 集落営農組織の場合は、にかほ市長が認める組織で、組織が定める同一の作業体系での共同作業、資材の共同購入を行い、組織名義で販売を行うもの。 ② 新植などで収穫を行うことが出来ない生育段階の永年性作物については、秋田県栽培指針に沿った肥培管理を行うこと。
確認方法	各項目共通事項に加え、 ① 出荷伝票、販売伝票、作業日誌 等 ② 集落営農組織の場合は、集落営農組織の規約・構成員名簿、共同作業の実施を確認するための作業日誌、機械利用の受払い簿、経理受払い簿、組織による販売伝票等

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕（つづき）

・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・

【 野菜・花き 】 野菜・花き全般の取組

助成区分		高収益作物作付助成
概 要		「地域振興作物作付助成」以外の出荷・販売目的の野菜・花き等
助成金額	面積払	20,000円／10a程度
助成金交付時期		12月頃まで
助成対象者及び対象農地		各項目共通事項による
実施要件		各項目共通事項による
確認方法		各項目共通事項による

【 飼料用作物 】

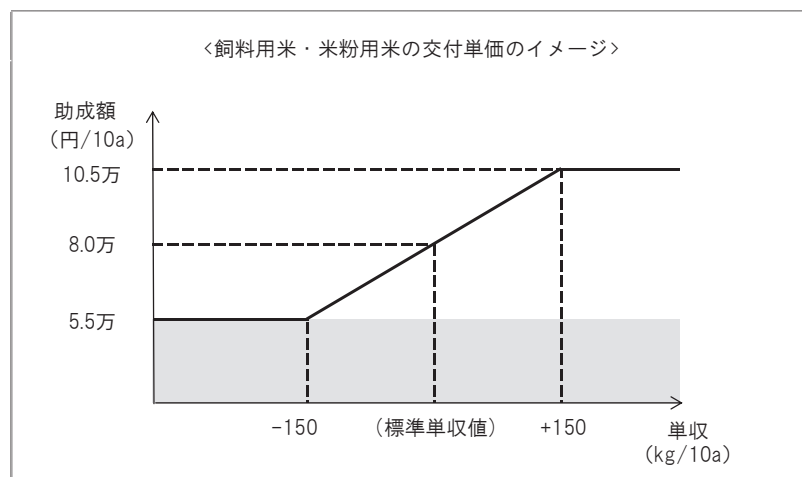
助成区分		飼料用作物助成
概 要		飼料用作物（牧草類）の取り組み
助成金額		当年産において播種から収穫まで行うもの：35,000円／10a 当年産において播種を行わず収穫のみ行うもの：10,000円／10a
助成金交付時期		12月頃まで
助成対象者及び対象農地		各項目共通事項の①②③に加え、 ① 申請者自身の家畜に自家利用する場合 ② 飼料供給契約により畜産農家へ供給を行う耕種農家（生産農家）が申請者である場合 ③ 次の「実施要件」を満たすこと。
実施要件		各項目共通事項の①に加え、 ① 耕種農家（生産農家）が畜産農家に提供する場合は飼料供給契約書の締結 ② 定期的に種子更新が図られているほ場で生産された牧草とし、更新が永年行われず雑草化している場合は対象外とする。 ③ 対象となる品種は次の通り。 （対象品種）トウモロコシ ソルガム デオシント スーダングラス アオカリムキ アオカリタイス エンバク アオカリネ ワラセンヨウネ アオカリヒエ シコヒエ オーチャートグラス チモシー イタリアンライグラス ペレニアルライグラス ハイブリッドライグラス スムースブロードグラス トールフェスク メドーフェスク フェストロリウム ケンタッキーブルーグラス リードカタナリーグラス バヒエグラス キニアグラス カラートキニアグラス アルファルファ オオクサヒバ アカローハ シロローハ アルサイクローハ ガレカ ローズグラス パラグラス パンゴアグラス ネピアグラス セタリア ショウヨウカブ ショウヨウビート ショウヨウシバ
確認方法		各項目共通事項の①②に加え、 ① 飼料供給契約書 ② 畜産農家台帳・家畜飼養数等台帳 ③ 作業日誌

5. 経営所得安定対策〔転作作物への助成〕（つづき）

○飼料用米・米粉用米の取組方法及び数量払の仕組み

飼料用米・米粉用米への交付金支払は“数量払”となります。取組方法は2通りあります。

取組方法	一括管理方式 (取組ほ場を特定しない)	区分管理方式 (取組ほ場を特定する)	備考
取組品種	主食用品種	主食用品種または 多収品種どちらでも可	主食用品種で区分管理方式を選択する場合と、自身が作付している主食用米と品種を分ける必要有り
出荷数量	契約数量全て	特定ほ場から収穫した数量全て	
対象面積	地域単収によって求められる換算面積 (契約数量÷地域の合理的な単収)	ほ場作付面積	
交付単価	80,000円/10a (作柄変動が生じたが契約変更を行わない場合は単価の変動があります)	55,000円/10a～105,000円/10a (収穫数量が地域単収の-150kg/10a～ +150kg/10aの範囲内で交付単価が変動)	どちらの方式においても標準単収値を 作柄調整し、交付単価の算定を行う



○数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※により助成対象数量が確認できることを条件とします。

※ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認

○標準単収値は、にかほ市が定めている単収(地域の合理的な単収)から算出します。

○上限は10.5万円/10aです。

○5.5万円/10aとなる単収以下(標準単収値-150)のとき、理由書を提出していただきます。

○共通事項

- (1) 水稻による取組ですが転作作物として扱われ、取組面積（又は出荷数量に基づく換算面積）は転作面積となり、水田活用の直接支払交付金の対象となります。
- (2) 作付する品種によって生産管理が異なります。
- (3) 取組の留意点については次ページに記載しています。

【現在指定されている多収品種について（24 種）】※五十音順

秋田 63 号*	亜細亜のかおり	いわいだわら	笑みたわわ	えみゆたか	オオナリ
きたげんき	北瑞穂	クサホナミ	たちじょうぶ	たわわっこ*	ふくのこ
ふくひびき	べこあおば	べこごのみ	北陸 193 号	ホシアオバ	ミズホチカラ
みなちから	モグモグあおば	もちだわら	モミロマン	夢あおば	

*印がついている品種は県別に対象となる「知事特認品種」

6. 新規需要米、加工用米、備蓄米の取り組みの留意点

新規需要米〔米粉用米、飼料用米、ホールクロップサイレージ（WCS）〕、加工用米、備蓄米の取り組みに際しては、主食用米や一般の転作作物とは異なる留意点があります。

◎新規需要米（米粉用米・飼料用米・WCS）

◆共通事項

- (1) 引受先（販売先や供給先）を確定したうえで、東北農政局秋田県拠点（以下、「秋田県拠点」）に計画書を申請し、認定を受ける必要があります。
- (2) 水稻による取組ですが転作作物として扱われ、取組面積（又は出荷数量に基づく換算面積）は転作面積となり、水田活用の直接支払交付金の対象となります。
- (3) 米粉用米・飼料用米は、作付する品種によって生産管理が異なります。
- (4) 一括管理方式での取り組み（主食用米品種）

主食用米品種で新規需要米に取り組む場合は、水田内で主食用米と新規需要米を区分せず生産された米の中から、出荷契約数量に基づき秋に出荷する一括管理方式という方法があります。 ※作況調整が行われた場合以外は、契約数量分（自家利用や畜産農家へ直接供給する場合は生産予定数量）を必ず出荷しなければなりません。

なお、にかほ市の基準単収（R5：563 kg/10 a）を用い、数量から換算した面積が転作面積となります。

- (5) 区分管理方式での取り組み（主食用米品種・多収性品種）

主食用米と新規需要米が混合しないように水田を区分し、一目で見分けがつく袋を使用し保管するなど厳重な管理が必要となります。

なお、区分管理方式の場合、米粉用米・飼料用米は実需者等への出荷数量の単収が標準単収の-150kgに満たない場合WCSは近隣は場の主食用米の生育状況と比較して、十分な収量が得られないと判断される場合、交付金を受け取るためには理由書の提出が必要となります。



その際自然災害等生産者の努力では防げない理由や低コスト・高単収を目指した新規取組を行った（初回のみ）などの合理的な理由は認められますが、通常の肥培管理を怠ったことによる減収は認められず、交付金の対象とはなりません。

- (6) 計画書どおりの利用が行われているか秋田県拠点や市農業再生協議会が立入検査を行う場合があります。
- (7) 承認を受けた計画内容と異なる利用を行う場合や、主食用米に横流しを行った場合、交付金の返還などの罰則があります。

手続スケジュール

6月30日 引受先との供給契約締結したうえで、秋田県拠点へ取組計画書を提出
 12月20日 生産集出荷の報告
 収穫後半期ごと 使用実績報告（飼料用米を自家利用した場合のみ）

6. 新規需要米、加工用米、備蓄米の取り組みの留意点(つづき)

●米粉用米

主に小麦粉の代替として、パンや麺類などに使用します。また菓子やケーキ等、米粉独自の特性を生かした製品の開発も進んでいます。

(注意) 直売やネット販売などを目的に、販売量や販売時期が定まらないまま、生産や保管をすることはできません。(全量の販売契約先が確保されてから生産)

●飼料用米

通常の稲と同様に**脱穀を行い、家畜に給餌するものです**。集荷業者に出荷したり、畜産農家へ供給したりすることにより畜産農家以外も取り組むことができます。飼料用米を自家利用する場合や畜産農家へ直接供給する場合は、畜産農家は飼料用米を全量使い切るまで半期ごとに秋田県拠点に使用実績報告を行わなければなりません。

脱穀をしないまま給餌する場合は、「飼料用青刈り稲」となります。飼料用青刈り稲についても、秋田県拠点の認定が必要となります。

●WCS（稲発酵粗飼料用稲）

稲の米粒が完熟する前に穂と茎葉を刈り取り、ラッピングを行いサイレージ化するものです。

ラッピングによる発酵を行わないで給餌する場合は、「飼料用青刈り稲」となります。

※WCS、飼料用米、飼料用青刈り稲は畜産農家の自家利用が可能です。畜産農家以外は畜産農家等と供給契約を締結する必要があります。



◎加工用米

清酒、焼酎などの酒類、煎餅等の米菓などに使用されます。出荷業者と加工用米出荷契約をする必要があります。主食用米と同様にカントリーエレベーター等を利用できます。

- ① 作付品種 主食用品種
- ② 取組面積 加工用米の出荷契約数量を基準単収（R5：563 kg/10 a）で割った換算面積が転作面積となり、水田活用の直接支払交付金の対象となります。
- ③ 作況調整 作柄の影響により出荷契約数量が増減する場合があります。
- ④ 出荷の原則 出荷契約数量分は必ず出荷しなければなりません。出荷契約数量に満たない場合は、主食用として出荷した数量から加工用米へ振り分けられます。

◎備蓄米

平成23年度から政府が備蓄米として買い取った米を5年間備蓄した後に飼料用米など非主食用として市場に放出される「棚上げ備蓄制度」に移行されました。これにより備蓄米も転作として扱われます。備蓄米の価格は国が毎年2月～4月頃に行う入札に参加する出荷業者の入札価格により決定されます。

あらかじめ備蓄米の出荷契約を出荷業者と締結する必要があります。また、主食用と同様にカントリーエレベーターを利用できます。出荷形態等は加工用米と同様となります。

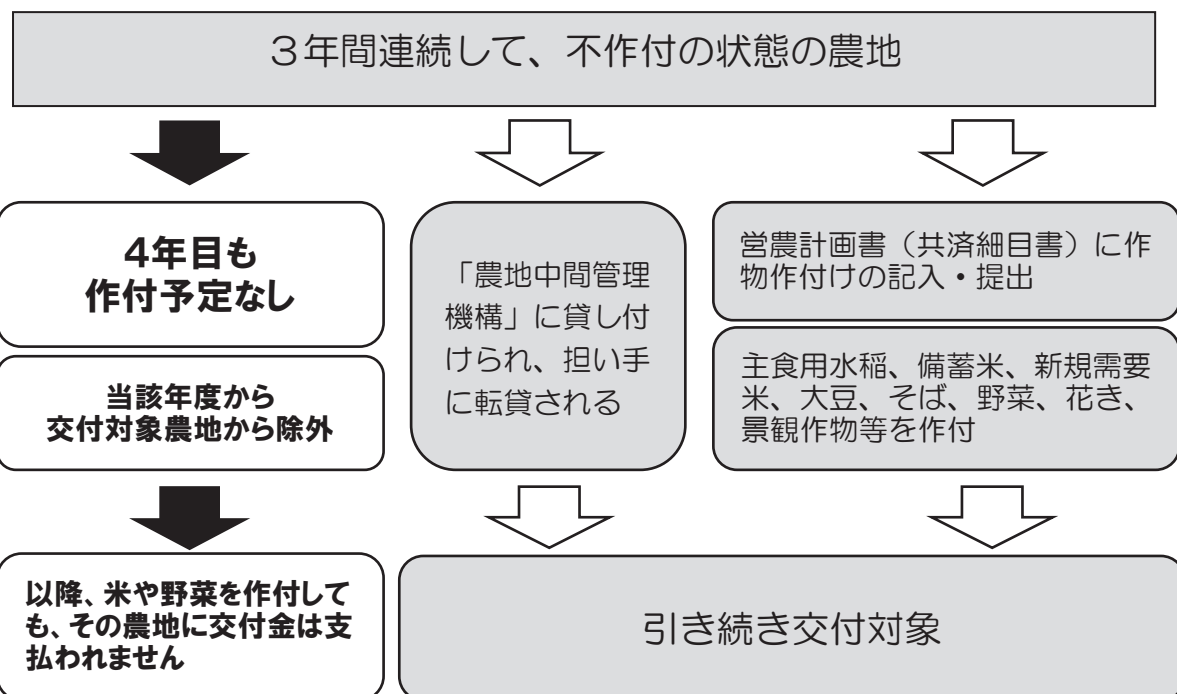
7. 不作付地について

「調整水田」や「自己保全管理」などの不作付地で、3年間連続して作物作付が行われず、4年目も作付が行われない農地は、経営所得安定対策の交付対象農地から除かれます。

不作付地にはこれまでも交付金は支払われておりませんが、交付対象農地から除かれることにより、5年目以降に作物作付けを行っても、交付金が支払われない農地となります。

**このような農地が今年除外されます！
(令和2年度に不作付地となった農地の場合)**

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年以降
不作付	不作付	不作付	今年作物作付しないと…	米や野菜を作付しても…
3年以上連続して作物作付けが無い農地				
			交付金の対象農地から除外	その農地に交付金は支払われません！



作付予定があれば、必ず営農計画書(共済細目書)に記入しましょう！！

7. 不作付地について(つづき)

(1) 令和5年度に交付金の除外対象となる不作付地とは？

3年間（R 2～R 4）不作付地で、令和5年度も作物作付けが行われない農地。

⇒ いわゆる稲作農家の不作付地

(2) 不作付地とは具体的にどのような状態の農地か？

転作確認結果が「全体調整水田」「自己保全管理」「未管理水田」「荒廃地（新規）」として位置付けられた農地。

＊ただし「部分調整水田」は不作付地の取扱いとはなりません。（1筆全体が不作付の状態の農地が不作付地です）

(3) 農地異動により耕作者が変わった場合の取扱いとは？

不作付地となった農地を他者から借り受け（又は取得）して耕作者が変わった場合、すでに不作付地となっている農地のため交付対象外農地となります。

(4) 転作面積のカウントの取扱いとは？

これまで通り転作面積のカウントとしてみられます。（荒廃地は転作面積の対象外）

(5) 交付金除外対象にならないようにするためには？

3月～4月に提出していただく共済細目書（営農計画書）に、必ず作物名を記入の上、今年作物を作付けして令和5年度の転作確認結果で、稲作又は転作作物として確認されること。

(6) 除外されないようにするための作物の要件はあるのか？ 販売作物である必要があるのか？

水稻、大豆、そば、ナタネ、野菜、花きなど出荷・販売を目的とする作物のほか、自家消費野菜や景観形成作物（ひまわり・コスモス・そば等）でも不作付の解消として認められます。

ただし、簡易な作物の場合でも必ず耕起や適切な播種密度、肥培管理・除草など一般作業は必要となります。

8. 対象面積の確認に関する基本ルール

「水田活用の直接支払」の対象基礎面積は共済細目書を用いることが原則となっています。(ただし、共済細目書と現地の状況に差異がある場合は現地確認による実測)

上記のことを担保するため、「現地確認」を実施することにより補完することといたします。

(1) 面積の取り扱い

- ・面積は、けい畔などを含まない水田面積(水張り面積)とする。
- ・共済細目書を基準とし、現地との差異がある場合は実測による。
- ・面積の単位はアール(㎡単位の1の位を四捨五入)とする。
※ただし、一括管理方式による面積は㎡単位の小数点以下を切り捨てする。

(2) 現地確認

- ・水稻生産実施計画書(共済細目書)に記載されているほ場の所在地・地番をもとに、需給調整(転作)計画がされたほ場を原則的に確認する。また、共済細目書と現地の状況に差異がある水稻作付について実測により確認する。
- ・現地確認では水稻作付が行われていないことの確認とともに、「水田活用の直接支払」の対象となる転作作物等について、作付実面積や適正な耕起、播種密度(植栽密度)、肥培管理・除草・収穫が行われること等を併せて確認する。
- ・現地確認基準日は原則7月1日とする。ただし、5月下旬～6月下旬頃に行う現地確認をもって基準日とする。(一部品目は除く。)

(3) 産地交付金等の助成単価及び助成区分について

- ・助成単価については、25ページの「交付単価一覧表」による。ただし、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成以外の助成額については、にかほ市農業再生協議会に配分される金額より、対象となる作物の実績に応じた所要額(必要額)が上回る場合は、助成単価の調整をする。
- ・年度内に同一ほ場で対象作物を2回以上作付又は混作される場合は、1番単価の高い助成区分を対象として、1回限り交付する。
- ・同一ほ場の対象作物が複数の助成区分の要件を満たす場合は、1番単価の高い助成区分を対象として交付する。

(4) 災害に係る取り扱い

災害発生時点(時期)に、にかほ市農業再生協議会へ報告のあったものについては、現地確認等により災害であるかを特定し対象とするか判断する。

8. 対象面積の確認に関する基本ルール(つづき)

(5) 需給調整実施作物等区分ごとの見方・確認方法

作物等名	見方・確認方法等
一般作物 大豆・そば・なたね・野菜・花き・景観作物等	・全体転作の場合は共済水田面積による。 ・共済水田面積と現地に差異がある場合や、部分転作の場合は実測する。 ・1枚の水田において、助成単価が違う作物等が作付されている場合は、それぞれの品目ごとに面積を実測する。 ・野菜が小規模なほ場や混作されている場合は、「自家消費野菜」とする。 (※ ただし、営農計画書(共済細目書)に販売用と計画したほ場は除く)
新規需要米 米粉、飼料用米 W C S	【定義】 実需者との契約等がされ、秋田県拠点への申請、承認が行われた取組とする。なお、飼料用米、WCSは、実需者への出荷、販売のほか、飼料用作物欄の 【定義】 によるものも可とする。 ・主食用米とは明確な区分による、「ほ場特定」された、ほ場1枚単位での作付とし、確認は共済水田面積による。
加工用米 備蓄米	・主食用米と同一ほ場で同一品種の場合等は、出荷売渡数量を把握し、当年の基準単収を用いて対象面積に換算する。
飼料用作物	【定義】 畜産農家が管理している水田又は畜産農家と「飼料作物供給契約書」を結んだ耕種農家が管理している水田に作付され、刈取後に家畜へ飼料として利用する牧草・青刈り稲。
全体調整水田	【定義】 水田に水を張ることにより常に水稻の生産力が維持される状態に管理する水田。 ・全体調整水田の場合は共済水田面積による。 ・一定期間の湛水管理及び適切な除草作業等の管理が実施されていることで対象とする。
部分調整水田	【定義】 水稻作付しているほ場の一部を杭などで分けし管理する水田。 ※1枚の水田で作物作付(転作)と調整水田を行う場合は、水管理を合理的に行う観点から、仮けい畔で分けすることが必要とされている。 ・面積は現地確認で実測する。 ・1a以上且つ幅1m以上で実施されていることで対象とする。 ただし、不作付部分の実測が困難な場合や、共済細目書との大幅な相違が認められる場合は水稻作付部分を実測する。 ※「米の直接支払交付金」の廃止に伴い、生産の目安を提示しますが 目安を達成するために部分調整水田を行う必要はありません。 ※部分調整水田の該当・非該当の例(次ページ別表参照)
自己保全管理	【定義】 水田を常に耕作可能な状態に管理する水田。 ・雑草の草刈又はトラクター等による耕起作業が行われ、良好に管理されている場合に対象とする。
未管理水田	【定義】 雑草の草刈又はトラクター等による耕起がされていない水田で、樹木が生えていない水田。
荒地	【定義】 樹木が生えている又は農地の原型がなく、数年間管理がされていないと見られる水田。 ※林地(杉・雑木林)、コンクリート基礎がある小屋が建っている場合なども荒地扱いとなります。 ・令和4年度に「荒地(新規)」として確認された水田は、令和4年度は転作カウントしましたが、令和4年度内に改善報告がない場合は、令和5年度からは水田台帳(共済細目書)より除外され転作のカウントにはなりません。

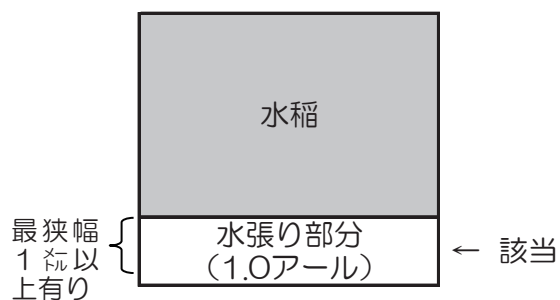
ご注意!

面積は最低
1a以上
幅は最低1
m以上必要

前ページ関係別表

(6) 部分調整水田の該当・非該当の例

【例1】 1箇所1アール以上で実施の場合



1 枚の水田で1箇所1アール以上実施されているので該当となります。



調整水田1.0アールが該当

【例2】 1箇所1アール以上でも幅が1メートル未満の場合

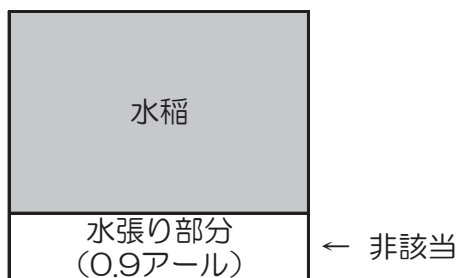


1 枚の水田で1箇所1アール以上で実施されていても幅が1メートル未満のため非該当



非該当

【例3】 1箇所で1アール未満で実施した場合



1 枚の水田で1箇所1アール以上を対象としているので、1アール未満は非該当となります。



非該当

IV. 諸制度・資料

1. 農地の権利移動及び農地転用許可制度

農地転用許可制度は、『優良な農地の確保』と『計画的土地利用の推進』を図ることを目的に、「農地を農地以外のものにする場合」または「農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・権利移転を行う場合」に、県知事の許可を受けることとする制度です。

下記表の農地法『第3条許可』は農地の状態での『権利移動』です。

『第4条許可』・『第5条許可』が農地転用にあたります。

この「農地転用許可」を受けずに無断で転用したり、許可どおりに転用していない場合等には、農地法違反となり、「工事の中止」や「原状回復」等の命令が下されたり(農地法第51条)、3年以下の懲役や1億円以下の罰金という罰則の適用もあります(農地法第64条、第67条)。

	農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
権利移動	第3条	農地を農地として売買・貸借する場合	農地の所有者と買主・借主 ※買主・借主となる場合は農地のすべてを効率的に利用することなどの条件があります。(R5年4月から面積要件は撤廃されています)	◆当該農地所在地の農業委員会	◆国、県による場合 ◆土地改良法等による交換分合の場合 ◆基盤強化法の農用地利用集積による場合 等
農地転用	第4条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者(農地所有者)	◆県知事	◆国、県が転用する場合 ◆市による、道路・河川等土地収用法対象事業の用に供するため転用する場合 等
	第5条	事業者等が農地を買受・借受して転用する場合	売主・貸主(農地所有者)と買主・借主(転用する事業者)		

また、上記の農地法上の許可以外に、他法令の許可が必要な場合があります

審査基準

- ①「立地基準」：別に定められた農地の区分や営農条件による審査。
- ②「一般区分」：申請の内容について、目的実現の確実性や周辺への影響等を審査。

お問合せ・申請手続き

農地の「権利移動」は手続き完了まで1ヶ月程度かかります。

「農地転用」は1ヶ月から2ヶ月程度かかります。【農業委員会】

ただし、「農地転用」を行おうとする農地が農振農用地区域内にある場合は、「農用地利用計画」の変更の手続きも併せて必要なため3～4ヶ月程度かかります。[農林水産部農村整備課]

※農振農用地区域・・・「農業振興地域整備計画」において、農用地等として利用すべき土地の区域

2. 農業振興地域制度

優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられています。

具体的には、県が「農業振興地域」を指定し、これに基づき市が「農業振興地域整備計画」を策定しております。

「農業振興地域」

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が関係市町村と協議して指定するものです。

農用地利用計画の変更（農振除外）

農業振興地域整備計画は、自然的・経済的・社会的な諸条件を考慮し、かつ、地域農業者、農協、土地改良区など関係団体との調整を経て、長期的観点から農業を振興するための総合的基本計画として定められたものです。

このことから変更には、十分慎重を期す必要があり、計画策定後に生ずる情勢の変化等によってやむを得ず変更を行う場合には、計画策定の趣旨に反することのないようにしなければなりません。

特に農用地区域内の土地を農用地以外の用途にあてるため、農用地利用計画を変更（農振除外）するときには、次の「農振除外5要件」をすべて満たすときにのみ行えます。

要件に満たない場合は除外できませんので、土地の選定は慎重に行ってください。

「農振除外5要件」

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③担い手等の農用地の利用・集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること。

お問合せ・申請手続き

軽微な変更以外の手続きは、完了までは3～4ヶ月かかります。変更の必要が生じる場合は期間に余裕をもってご相談願います。【農林水産部農村整備課】

なお、農地転用を伴う場合は、【農業委員会】の手続きも必要となります。

3. 農業者年金制度

農業者年金は、農業従事者のうち、自営農業に従事する個人が任意で加入できる年金制度であり、国民年金（基礎年金）の上乗せ年金のひとつです。農業者の老後生活の安定を図り、農業者の確保に資することを目的として運営されています。

===== 制度の概要 =====

加入するには

農業者からの申し出に基づく任意加入のみで、加入の申し出を行った日から被保険者となります。

（加入要件）

- ① 年齢要件 ⇒ 60歳未満（国民年金任意加入者に限り65歳まで加入可）
- ② 国民年金の要件 ⇒ 国民年金第1号被保険者
- ③ 農業上の要件 ⇒ 年間60日以上農業に従事

受給要件

農業者老齢年金は65歳以上75歳未満の間に、特例付加年金は3つの要件（保険料納付済期間等が20年以上、65歳到達、経営継承）を満たしたときに、裁定請求することにより受給できます。（60歳以上65歳未満の間で繰上げ受給を選択することもできます。）

現況届

受給権者は、毎年6月30日までに現況届を提出しなければなりません。

農業者年金基金から、毎年5月末頃に受給権者に対して現況届の用紙が直接届きますので、農業委員会へ提出をお願いします。

（現況届の提出がないと年金の支払いが差し止めとなります。）

支給停止

経営移譲年金又は特例付加年金の受給権者が農業を再開したときや特定処分対象農地等の返還を受けたとき、後継者が特定処分対象農地等の処分を適正に行わなかったときなどに、年金が支給停止となる場合があります。

年金の支払い

- ① 11月分 12月分 1月分 ⇒ 2月支払い
- ② 2月分 3月分 4月分 ⇒ 5月支払い
- ③ 5月分 6月分 7月分 ⇒ 8月支払い
- ④ 8月分 9月分 10月分 ⇒ 11月支払い

◎初めて年金を受給される場合は、定期支払月以外でも支払われる場合があります。

◎年金の支払いは定期支払月の10日です。

3. 農業者年金制度(つづき)

===== 制度の特色 =====

**1. 積立方式で長期に安定した
財政運営**

将来受給する年金は、自ら積み立てたものと、その運用実績により決まる確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に影響されない長期安定型の制度となっております。

**2. 農業に従事する方は広く
加入可能**

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、誰でも加入できます。（国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も対象です。）

3. 保険料の額は自由に選択

毎月の保険料は、2万円から6万7千円の間で選択でき、減額・増額も可能です。35歳未満で要件を満たす方は1万円から選択することができます。

**4. 80歳までの保障が付いた
終身年金**

年金は終身にわたり受け取れます。加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずの年金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

5. 意欲ある担い手に保険料助成

認定農業者等、一定の要件を満たした意欲ある担い手は、保険料（月額2万円）の2割、3割又は5割の政策支援（保険料の国庫補助）が最大20年間受けられます。

6. 税制面で大きなメリット

保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。年金給付についても公的年金等特別控除の対象となります。

農業者年金に加入しましょう！

お問い合わせ・加入手続き [農業委員会又は秋田しんせい農協]

4. 認定農業者制度

これからの農業を担っていこうとする農業者を対象に、にかほ市では認定農業者と認定しています。各自の経営5年後を想定した改善計画をにかほ市が認定するとともに、その計画実現に向けた取り組みを関係機関が連携して支援していく制度です。

(1) 対象者

将来に渡って農業で生計をたてる計画のある方、経営規模拡大、農業所得向上の意欲の高い中核農業者を対象としています。

- ① 個人、法人とも対象になります。
- ② 農地を持たない畜産や施設園芸・複合経営も対象です。

(2) 認定農業者になるためには

- ① 経営改善計画を立てます。
- ② 市役所農林水産課へ経営改善計画を提出します。
- ③ 審査会において、提出された改善計画について内容を審査します。
- ④ 計画が承認されると、認定農業者となります。
- ⑤ 関係機関が、認定農業者の改善計画達成のために支援します。

(3) 経営改善計画の記載内容

- ① 経営規模の拡大に関する目標（作付面積・飼養頭数、作業受託面積）
- ② 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術導入等）
- ③ 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳等）
- ④ 農業従事の態様等の改善目標（休日制の導入等）

(4) 経営改善計画認定基準

- ① にかほ市における農業経営の「基本構想」(48 ページ参照)に照らし適切であるか。
- ② 立てた計画に無理がなく達成できる計画であるか。
- ③ 農用地の効率的・総合的利用に配慮したものであるか。

(5) 主な支援策

- | | |
|-----------|------------|
| ① 低利資金の融資 | ④ 機械・施設等導入 |
| ② 税制の特例 | ⑤ 農地集積 |
| ③ 経営相談・研修 | ⑥ 農業生産基盤整備 |

(6) ご相談・申請手続き [農林水産部農林水産課]

経営改善計画作成のお手伝いをいたします。

これから更新時期を迎えるが、目標達成がかなわなかったという方のご相談ください。
各種支援策を活用して経営改善の実現を！認定期間を更新しましょう！

5. 認定新規就農者制度

新たに農業を始める青年農業者は、“認定新規就農者”と認定されることで経営安定のための各種支援策を受けることができます。就農開始後から経営5年後までを想定した青年等就農計画（以下、就農計画）をにかほ市が認定するとともに、その計画実現に向けた取り組みを関係機関が連携して支援していく制度です。以前は都道府県から認定を受ける制度でしたが、現在は市町村から認定を受ける制度に変更となっています。

（1）就農計画の申請ができる方

にかほ市内において新たに農業経営を営もうとする青年等。

- ① “青年等”とは原則18歳以上45歳未満の個人経営体又はそれらの者が役員の過半を占める法人を指します。
- ② 農業経営を開始してから5年以内で既に認定農業者になっていない方
- ③ 農地を持たない畜産や施設園芸・複合経営も対象です。

（2）認定新規就農者になるためには

- ① 就農計画を立てます。
- ② 市役所農林水産課へ就農計画を提出します。
- ③ 審査会において、提出された就農計画について内容を審査します。
- ④ 計画が承認されると、認定新規就農者となります。

（3）就農計画の記載内容 ※経営開始後5年後の姿

- ① 農業経営の規模に関する目標（作付面積・飼養頭数、作業受託面積）
- ② 生産方式に関する目標（機械・施設の導入等）
- ③ 経営管理に関する目標（複式簿記での記帳等）
- ④ 農業従事の態様等に関する目標（休日制の導入等）

（4）就農計画認定基準

- ① にかほ市における農業経営の「基本構想」(48ページ参照)に照らし適切であるか。
- ② 立てた計画に無理がなく達成可能な計画であるか。

（5）認定新規就農者に対する支援策

- ① 新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業、経営開始資金)※詳細は53ページ
- ② 融資の際の無利子化（青年等就農資金）
- ③ 農地中間管理機構による農地集積
- ④ 経営所得安定対策

（6）ご相談・申請手続き [農林水産部農林水産課]

就農計画作成のお手伝いをいたします。お気軽にご相談ください！

参考 [46ページ(4)経営改善計画認定基準①及び47ページ(4)就農計画認定基準①関係]

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(抜粋・要約)

食料の安定供給を目指すため、地域農業の中心となる担い手となる農業者の方々にできるだけ多くの農用地を集積するとともに、このような農業者を育成・支援するための方向づけが主に「農業経営基盤強化促進法」により位置付けられています。

この目的を実現するためにかほ市では、育成すべき効率的・安定的な農業経営の目標や指標をはじめ、これをめざして経営改善を図ろうとする農業者の方（以下「認定農業者等」）及び新たに農業経営を営もうとする青年等（以下「認定新規就農者等」）への支援措置等について、総合的な計画を定めているのが「(にかほ市) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」です。

(1) 農業経営基盤の促進に関する目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるため、将来（概ね10年後）の認定農業者等の発展目標及び認定新規就農者等の経営開始から5年後の発展目標を位置づける。

◆農業経営の年間所得・年間労働時間◆

【認定農業者等】

※主たる農業従事者一人当たり

○年間農業所得 450万円

○年間労働時間 2,000時間程度

【認定新規就農者等】

※主たる農業従事者一人当たり

○年間農業所得 225万円

(2) 効率的・安定的な農業経営の指標

上記の目標を可能とする効率的な農業経営の指標を位置づける。

◆主要な営農類型の位置づけ◆

○個別経営体のモデル（一例）

〈経営規模〉 水稻 610a+大豆(転作)100a+ミトト(転作)10a 経営面積 720a

〈生産方式〉 中型機械化体系（トラクター・田植機・コンバイン各1台）

〈経営管理〉 ①複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る

②青色申告の実施

〈農業従事の態様〉 ①休日制の導入 ②家族労働力2人 ③繁忙期の雇用

*「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」全文は農林水産課で閲覧できます。

6. 農業法人

1. 農地所有適格法人と農地所有適格法人以外の法人

農業法人には農地をかうこと（所有権）借りること（利用権）ができる「農地所有適格法人」と、農地を借りること（利用権）のみができる「一般の法人（農地所有適格法人以外の法人）」があります。

後者における農地利用は、平成 21 年の農地法の一部改正で新たに設けられたもので、条件付きながら一般企業やその他の法人団体等が農地を借りやすくなりました。

		農地所有適格法人	農地所有適格法人以外の法人
農地の利用	有	「所有権」「利用権」が認められる	「利用権」のみ認められる
	無		施設栽培、畜産、農作業請負等
農地法による農地利用の際の受け手要件	農地のすべてについて効率的に利用すること（機械・労働力・技術）		
	経営面積が一定面積以上であること（原則 都府県 50 a 北海道 2ha 以上）		
	周辺の農地利用に支障を生じないこと		
			賃借契約に解除条件が付される必要 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと（話し合いへの参加、共同利用施設の取り決めの順守等） 業務執行役員の 1 人以上が農業に常時従事すること（地域との調整役として責任をもって対応する）
法人形態		株式会社（公開会社でないもの） 合名会社、合資会社、合同会社 農事組合法人	左記のほか、 農地法第 3 条の要件を満たす（試験研究・教育・福祉・その他目的の）法人
事業要件		農業売上高が過半を占めること （農産物の加工・販売等の関連事業を含む）	農業売上高が占める割合についての制限は無し
構成員要件		①農業の常時従事者 ②農地の権利提供者 ③農地保有合理化法人 ④地方公共団体・農協等 ⑤基幹的な農作業の委託農家 ※構成員が①～⑤のいずれかに該当する必要があります。また①～⑤の者が総議決権の 1/2 を超える必要があります。 【参考】 ①～⑤以外の構成員（例：法人と連携する食品加工会社や産直スーパー等）が保有できる議決権は 1/2 未満である必要があります。 つまり、①～⑤以外の構成員が出資割合の 1/2 以上を占める場合は、農業生産法人の要件を満たさないことになります。	【解除条件付き】 農地を適正に利用していない場合に解除する旨の条件が付されていること ■農業経営から撤退した場合の混乱を防止するため、次の事項が契約上明記されているかを確認します。 ①農地等を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか ②原状回復の費用は誰が負担するのか ③原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか ④貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか
役員要件		①業務執行役員の 1 人以上が農業に常時従事（原則年間 60 日以上）すること。	（再掲） 農地利用の場合は、業務執行役員の 1 人以上が農業に常時従事すること

※法人による農地利用の詳細については農業委員会にご相談願います。

7. 経営所得安定対策【収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）】

「認定農業者」、「集落営農組織」、「認定新規就農者」を対象に、生産力の確保及び経営の安定を図る施策です。

1. ナラシ対策の運用見直しについて **事前契約の要件化**

令和4年産から具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産された主食用米を対象に、農業者が事前に集出荷業者(JA等)と出荷契約を結んだもの等をナラシ補填の対象とすることとなりました。

2. 集落営農組織の要件

集落営農組織の要件は次の通りです。

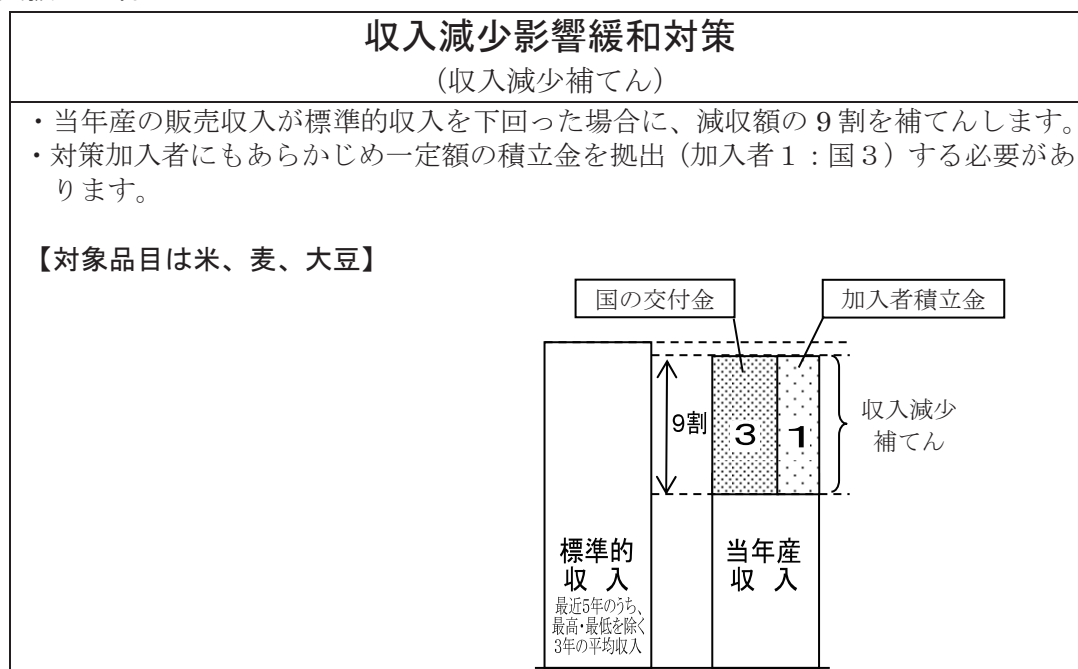
(1) 規約を作成します。

・代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械の利用・管理に関する規約を作成します。

(2) 共同販売経理を行います。

※農業経営の法人化、地域における農地利用の集積については、市町村が確実であると判断すれば、要件を満たしているものとするようになります。(法人化計画等は不要)

3. 支援の内容



- ・農業者は対策加入時に標準収入の「10%下落まで対応できるコース」と「20%下落まで対応できるコース」のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- ・国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- ・補てんが発動された場合、収穫秋後3月までの価格をみて、6月下旬頃に支払います。

8. 認定農業者等に対する税制特例(農業経営基盤強化準備金)

将来（５年以内）農用地や農業用機械・施設等（以下「農業機械等」）を購入しようと、各種交付金等※１を個人の収入・法人の益金に算入したうえで準備金として積み立てた場合、個人は必要経費算入、法人は損金算入することができ、また、農業経営改善計画書※２に従い、５年以内に準備金を取り崩したり、交付金等を受領した年にこれを用いて農業機械等の固定資産を取得した場合は圧縮記帳※３ができます。

【対象者】

- ①認定農業者（個人・農業生産法人）※４
 ②特定農業法人
 ③特定農業団体又は集落営農組織
 （法人課税のものに限る）
 上記①～③のいずれかであり、青色申告者※５であること。

※１準備金として積み立てることのできる補助金・交付金

- ・経営所得安定対策交付金

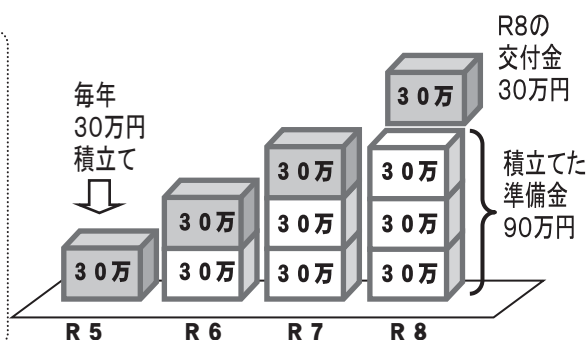
※２農業経営改善計画書

認定農業者の申請をした時の申請書類。（準備金の対象となる農業機械等はこの農業経営改善計画書に記載されたものに限ります。）

※３圧縮記帳とは

準備金として積み立てた交付金等を取り崩したり、交付金等を受領した年にこれを用いて農業機械等を購入した場合、その準備金等の範囲内で価格を圧縮し、その圧縮相当額を法人は損金、個人は必要経費に算入できます。これにより、法人の益金・個人の収入に算入した準備金等と相殺することができ、実質的に非課税となるものです。（取得した農業機械等の価格は圧縮した額となります。）

（例）令和５年～令和７年までに毎年３０万円づつ、９０万円準備金として積み立て（各年度においては必要経費算入）し、令和８年の交付金等も３０万円で、合わせた１２０万円を活用して３００万円のトラクターを購入した場合、トラクターの帳簿価値を１２０万円圧縮して１８０万円とし、その１２０万円は必要経費として参入できるというものです。



※ただし、圧縮記帳できる最高額は、①農業機械等を取得した年の準備金取崩額とその年の交付金等の合計額②その年の所得の金額のいずれか少ない額となります。

※４認定農業者

認定農業者でも集落営農組織の構成員で、補助金等を組織から配当される場合、その補助金は準備金の対象とはなりません。

※５青色申告者

青色申告を行うためには税務署への届出が必要です。青色申告をしようとする年の３月１５日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

9. 国・県が行う主な担い手支援事業

事業名	内 容	補助率等	支援対象
1 農地利用効率化等支援交付金(国)			
①融資主体型補助事業	意欲ある経営体が融資を主体として集約的な農地利用の実現に向けて農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付。	融資等残額 (ただし、事業費の 3/10 かつ融資額以内)	集落営農組織 農業法人 認定農業者等
②条件不利地域補助型支援	経営規模の小規模・零細な地域等における意欲ある経営体が経営の高度化を図るために必要となる共同利用機械等の取得に係る経費について補助金を交付。	1/2 以内 (農業用機械は 1/3 以内)	農業者の組織する団体等
2 農業経営法人化支援総合事業(国)			
農業経営法人化支援	経営相談等をした雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化を支援。	25万円 (定額)	法人化を目指す農業者
3 集落営農活性化プロジェクト促進事業(国)			
集落ビジョン策定	集落ビジョン策定のために直接必要な経費(旅費、謝金、印刷製本費、需要費、使用料及び賃借料、備品購入費等)を支援。	25万円 (定額)	集落営農組織
中核となる若者等の雇用	中核となる若者等の雇用の場合において、当該若者等を雇用する際に必要となる経費を支援。	定額 (上限 100 万円/年、最大 3 年)	集落営農組織
収益力の柱となる経営部門の確立	収益力の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などの経費を支援。	定額	集落営農組織
組織の法人化	信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費を支援	定額 (25 万円)	集落営農組織
共同利用機械等の導入支援	共同利用機械等を導入する場合において、効率的な生産のために必要となる農業用機械等の導入経費を支援。	1/2 以内	集落営農組織

※国の補正予算等で新規事業が随時創設される場合があります。既存の事業名にこだわらず、支援を受けたい目的等をあらかじめ農林水産課にご相談いただくことをお勧めします。

※国、県等の事情により名称・内容が変更となる場合があります。

10. 新規就農者育成総合対策

農業を新たに始めたい方や、農業を始めることを目的に専門的な研修を受講する青年に対する国の資金制度。

農家の後継者でも一定の要件を満たせば対象となります。

1. 経営発展への支援

【経営発展支援事業】※機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象
就農後の経営発展のために、県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

対象者：認定新規就農者※¹（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円※「2.資金面の支援」①交付対象者上限500万円

補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2<例>国1/2,県1/4,本人1/4）

2. 資金面の支援

① 【経営開始資金】※²

新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。

対象者：認定新規就農者※³（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※⁴×最長3年間

補助率：国10/10

② 【就農準備資金】

研修期間中の研修生に対して、資金を助成します。

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※⁴×最長2年間

補助率：国10/10

③ 【雇用就農資金】

雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

対象者：49歳以下就農希望者を新規雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

※¹ 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象

※² 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象

※³ 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※⁴ 支払方法は、月ごと等、選択制

11. ミドル就農者経営確立支援事業

農業経営を開始して間もない中年層の方で、次世代を担う農業者となることに強い意欲のある方に対する県の資金制度。

農家の後継者でも一定の要件を満たせば対象となります。

ミドル就農者経営確立支援事業	新たに就農される方、農業を始めて間もない方に最長3年間資金を交付。 農家の後継者(子弟)でも一定の要件を満たせば交付対象になります。	
	交付金額	年間120万円 最長3年間
	■ 主な要件等 ・ 認定農業者であること。 ・ 就農開始時の年齢が50歳以上60歳未満であること。 ・ 本人自らが主体的に農業を開始し、農地や農機具を自らの所有又は貸借とし、本人名義で農産物の出荷販売を行う等、自らの責任で農業経営を行うものであること。 ・ 「経営開始計画」を作成し、その内容が5年後に農業や農業関連事業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 ・ 市が作成する「人・農地プラン」に位置付けられる見込の方であること。 ・ 資金以外の本人の前年の所得が350万円を超えた場合や、適切な就農を行っていないと市が判断した場合は交付停止となります。 前年所得が350万円未満でも、交付額が所得に応じ変動します。 ・ 交付は経営開始計画認定後、年単位で120万円ずつ交付されます。 【農家の後継者の方も上記に加え下記を満たせば対象】 ・ 親の経営を継承する場合、独立した部門経営を行うことが必要。ただし、新規参入者と同等のリスク（新たな作目の導入等）があると認められる場合に限り。 ・ 平成29年4月以降に農業経営を開始したものであること。 ・ 農地を活用する営農（水稻・大豆・野菜・花き等）の場合は、利用する農地の利用権又は所有権を持つ必要があります。	

12. 農地集積の推進

農地中間管理機構（農地集積バンク）を活用し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めると共に担い手への農地利用の集積・集約化を進めましょう。

農地中間管理機構に農地を貸し付けた個々の出し手や集落単位等の地域に対して、交付金が交付されます。

～農地中間管理機構の概要について～

農地中間管理機構（以下、機構）は都道府県に1つ創設されます。機構は、出し手農家から農地を借り受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を行い、担い手（受け手）がまとまりある形で農地を利用できるよう貸し付けを行います。

◎機構への農地の出し手に対する交付金（機構集積協力金）

（1）地域に対する支援（地域集積協力金）

	地域集積協力金		
	地域内の農地を一定割合以上機構に貸し付けた場合に交付		
交付対象地域	○同一市町村内の区域の外縁が明確である地域 例) 人・農地プランの話し合いの単位、農業集落、大字又は学校区等 ○構成個数が複数戸であること ○農地面積が農地台帳等により明確であること		
交付金額 (単価)	「地域」内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じて 一般地域 中山間地域 交付単価 20%超 40%以下 4%超 15%以下 1.0 万円/10a 40%超 70%以下 15%超 30%以下 1.6 万円/10a 70%超 80%以下 30%超 50%以下 2.2 万円/10a 80%超 50%超 80%以下 2.8 万円/10a 		

(2) 地域に対する支援（集約化奨励金）

	集約化奨励金									
	地域内の農地を機構に貸し付け 1ha 以上の団地面積が一定以上増加した場合に交付									
交付対象地域	○同一市町村内の区域の外縁が明確である 地域 例) 人・農地プランの話し合いの単位、農業集落、大字又は学校区等 ○構成個数が複数戸であること ○農地面積が農地台帳等により明確であること									
交付金額 (単価)	「地域」内の機構に貸し付けた全農地面積のうち同一耕作者の 1ha 以上の団地面積の増加割合に応じて <table><tr><td>団地面積割合</td><td>交付単価</td></tr><tr><td>10 ポイント増</td><td>1.0 万円/10a</td></tr><tr><td>20 ポイント増</td><td>3.0 万円/10a</td></tr><tr><td>既に 30%以上団地化している場合 団地の平均面積が 1.5 倍以上</td><td>3.0 万円/10a</td></tr></table>		団地面積割合	交付単価	10 ポイント増	1.0 万円/10a	20 ポイント増	3.0 万円/10a	既に 30%以上団地化している場合 団地の平均面積が 1.5 倍以上	3.0 万円/10a
団地面積割合	交付単価									
10 ポイント増	1.0 万円/10a									
20 ポイント増	3.0 万円/10a									
既に 30%以上団地化している場合 団地の平均面積が 1.5 倍以上	3.0 万円/10a									
要件等	「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積の割合が目標年度までに規定以上増加すること。 (貸付期間 10 年以上) 【交付金の使途について】 地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に活用することができます。									

13. 複合品目で所得確保を！（戦略作目の経営試算表）

J Aの振興品目や特産品として有利販売が期待できる作目の経営試算表です。栽培技術を身につければ初心者の方でも十分達成可能な数値です。

関係機関が全面的に栽培技術や労務管理等の支援を行います。

所得目標と労働力から逆算し、検討してみてください。

No	作目名	単位当たり 収量	単価 (円)	粗収益 (円)	経営費 (円)	所得 (円)	所得率	労働 時間 (h)
1	アスパラガス (露地夏秋どり)	800kg/10a	1,163	930,400	639,150	291,250	31.3%	304
2	アスパラガス (施設促成伏込み)	250kg/10a	1860	465,000	326,822	138,178	29.7%	267
3	エダマメ (露地8～9月出荷)	550kg/10a	581	319,550	207,478	112,072	35.1%	82.1
4	ナス (露地夏秋どり)	4,000kg/10a	303	1,211,040	691,896	519,144	42.9%	710
5	サヤエンドウ (露地夏秋どり)	300kg/10a	1,457	437,100	301,502	135,598	31.0%	461
6	ニンニク (露地普通)	500kg/10a	1200	600,000	372,785	467,215	55.6%	325
7	ネギ (秋冬どり)	3,200kg/10a	322	1,030,516	600,149	430,367	41.8%	241
8	サヤインゲン (露地夏秋どり)	1,100kg/10a	897	986,700	514,814	471,886	47.8%	1629
9	ソラマメ (露地春播き)	1,200kg/10a	480	576,720	405,318	171,402	29.7%	244
10	業務用キャベツ (秋冬どり)	5,000kg/10a	64	318,000	252,810	65,190	20.5%	87
11	いちじく	1,200kg/10a	429	514,800	260,926	253,874	49.3%	281
12	ほうれんそう (年5作)	4,200kg/1000㎡	588	2,470,588	1,479,482	991,106	40.1%	1355
13	ミニトマト (7月～11月出荷)	4,200kg/1000㎡	625	2,625,000	2,057,119	567,881	21.6%	875
14	小ギク (露地8～9月出荷)	30,000本/10a	41	1,230,000	673,465	556,535	45.2%	576
15	リンドウ (露地8～9月出荷)	30,784本/10a	45	1,385,280	838,171	574,109	39.5%	876
16	トルコギキョウ (8～10月出荷)	22,680本/1000㎡	139	3,152,520	1,918,484	1,234,036	39.1%	602
17	ダリア (施設周年)	21,600本/1000㎡	136	2,937,600	1,992,814	944,786	32.2%	1318
18	たらの芽 (施設促成伏込み)	60kg/10a	4,200	252,000	156,265	95,735	38.0%	180
19	しいたけ (菌床周年)	13,200kg/2万袋	1,171	15,466,000	13,546,820	1,919,180	12.4%	2,531
20	肉用牛 (黒毛繁殖50頭規模)	47頭/1頭	659,094	30,977,430	21,291,527	9,685,903	31.3%	3,350
21	比内地鶏 (1,000羽2回転)	1,960羽	2,239	4,388,440	3,416,934	971,506	22.1%	535

由利地域振興局農林部農業振興普及課作成（R3年3月～）

* 作目ごとの更に詳しい内訳等のお問い合わせ…由利地域振興局農林部農業振興普及課

* 上記作目の取り組みについてのご相談…秋田しんせい農協西部営農センター

14. 委員会・協議会・活動組織

【行政委員会】

(令和 5 年 3 月末現在)

にかほ市農業委員会	目的	農地法等の厳正執行にあたりとともに、農地流動化や農業合理化の推進、意欲ある担い手の育成・確保に取り組み、農業全般にわたる問題解決を図る。
	会議	・農業委員会定例会（年12回）
	内容	・農地の権利移動、農地転用の許可申請に基づく審査 ・農地等の利用の最適化に関すること ・農業者年金の加入促進及び関連事務 ・農地の利用集積等効率的な利用及び農業経営の合理化に関すること ・農業生産、農業経営に関する調査及び研究 ・農業者の暮らしと経営に役立つ情報の収集と提供 ・上記以外で関連法令の権限に関する事項の処理等
	会長	小林 豊
	構成	議会の同意を得て市長から任命された農業委員 12 人 農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員 10 人(計 22 人)

【委嘱組織等】

にかほ市農業再生協議会	目的	米の生産の目安提示ルールの決定と、需要に応じた「売れる米づくり」の推進を図るとともに、交付金の活用等を通じ、水田を利用した水稲以外の作物の振興による産地づくりを図る。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。
	会議	定例会(年2回) 幹事会(随時)
	内容	・米の生産の目安に関すること ・経営所得安定対策に関する事務 ・担い手の育成・確保に関すること
	会長	にかほ市長
	構成	市・市議会・農業委員会・秋田しんせい農業協同組合・秋田県農業共済組合・土地改良区・市認定農業者協議会、認定方針作成者、各地区集落支部長連絡協議会、農業生産法人連絡協議会
にかほ市農業振興推進員	目的	市の農政事業の円滑化と農業の振興を図るために、各農業集落から推薦された人物に委嘱。(通常は農協支部長に委嘱)
	会議	年数回開催
	内容	・集落内農家への各種書類の配布、作付計画等作成指導と取りまとめ ・米の需給調整の推進・指導・現地確認の立会い協力等。
	構成	市内各集落から1人

14. 委員会・協議会・活動組織(つづき)

【主な活動支援組織等】

(令和 5 年 3 月末現在)

にかほ市病害虫防除協議会	目的	水稻病害虫の一斉防除により、高品質・良食味米の安定生産を目指す。
	活動	無人ヘリコプター等による水稻病害虫防除事業
	代表	秋田しんせい農業協同組合 仁賀保地区担当理事 横山 喜代和
	構成	秋田しんせい農業協同組合、秋田県農業共済組合、市
にかほ市認定農業者協議会	目的	効率的かつ安定的な農業経営を目指した各種研修や講習等により研鑽を図りながら、認定農業者相互の共通理解と発展を図る。
	活動	・先進地研修 ・関係機関開催の研修会等の案内 ・講習会の開催、各種情報提供
	代表	今野 真治
	構成	市内認定農業者
にかほ市花き生産推進協議会	目的	花き栽培に関する技術の研鑽や、販路の拡大に向けた研修や情報交換を通して、当市の花きの産地化の推進を図る。
	活動	・市場への視察研修 ・市内福祉施設への花き提供 ・栽培技術講習会(苗物・切花)
	代表	加藤 将臣
	構成	市内花き生産者、関係機関
にかほ市いちじく振興会	目的	いちじくの生産振興を促進し、経営の安定と技術の向上及び販売の計画化を図ることを目的とする。
	活動	いちじくの計画生産と販売促進に関すること等
	代表	佐藤 玲
	構成	いちじくを栽培する生産者、その他必要と認める者
にかほスマート農業研究会	目的	にかほ市内の農業者の発展に資するため、省力化や自動化、生産性の向上などに取り組むにあたり、ICTやロボット技術、先端技術導入が有効であるか可能性を研究する。
	活動	・スマート農業機器の情報収集、情報共有 ・スマート農業の研究、研究成果報告書の作成 ・スマート農業先進地の視察
	代表	佐藤 溪輔
	構成	市内農業者又は市内で新規就農を目指すもの

14. 委員会・協議会・活動組織(つづき)

【主な活動支援組織等】

(令和 5 年 3 月末現在)

J A 秋田しんせい 和牛改良部会にかほ 支部	目的	和牛飼養農家の経営安定・生産技術の向上と生産基盤の拡大を目指す
	活動	・先進地研修、講習会の開催 ・各種検査、予防注射等の実施
	代表	金木 晃
	構成	市内和牛飼養農家
にかほ市家畜損害防 止協議会	目的	畜舎内外の病害虫を防除することにより、家畜の事故防止、衛生管理を促進し、畜産環境保全を図る。
	活動	畜舎、畜体の消毒防疫事業
	代表	金木 慎一
	構成	市内畜産農家



にかほ市役所（金浦庁舎）		にかほ市金浦字花潟 93-1	
		農林水産部農林水産課 農業再生協議会事務局	☎38-4303 FAX38-4050
		農林水産部農村整備課	☎38-4304
		農業委員会	☎38-4308 FAX38-2303
秋田県由利地域振興局		由利本荘市水林 366	
		農林部農業振興普及課	☎22-7551 FAX22-6974
		農林部農村整備課	☎22-7554 FAX23-2618
秋田しんせい農業協同組合			
営 農 経 済 部	由利本荘市荒町字峙台 1-1	☎27-1601	FAX27-1602
西部営農センター	にかほ市平沢字幸ノ木森 7	☎32-3160	FAX32-3161
秋田県農業共済組合	由利本荘市尾崎 17	☎24-3301	FAX24-5579
にかほ市土地改良区	にかほ市金浦字花潟 93-1 (市役所金浦庁舎内)	☎74-5496	FAX74-5497